こころの健康センター所報

令和４年度

さいたま市 PR キャラクター

さいたま市こころの健康センター

はじめに

さいたま市こころの健康センターは、さいたま市が政令指定都市になった平成１５年４月に精神保健福祉センターとして開設され、これまで多くの方々にお力添えいただき、今年４月で開設２０周年を迎えることができました。ここに、令和４年度の取り組みを所報としてまとめましたので、皆様にお届けします。

本市では令和３年度４月から総合振興計画として、「２０３０さいたま輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン」がスタートし、令和４年度につきましては、前年度から引き続き、このプランにおける実施計画においても掲げられた「メンタルヘルスの推進」、「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」、「ひきこもり対策の推進」の三事業を柱として取り組んでまいりました。「メンタルヘルスの推進」では、多様かつ複合的な原因及び背景を有する自殺への対策として、令和２年度より開催している「暮らしの困りごとと、こころの総合相談会」を弁護士会、司法書士会の協力のもと、令和４年度も継続して実施いたしました。また、「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」の一環として行っている「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業」では、対象区域を拡大し、引き続き、保健、医療、福祉等の関係機関による連携のもと、精神科医師、精神保健福祉士、保健師、看護師等の多職種の協働により、訪問等の支援を行ってまいりました。

今年５月に、新型コロナウイルス感染症の位置づけが５類に移行したこと等を含め、徐々に日常を取り戻しつつあるところですが、未だ先の見えない社会状況に不安やストレスを感じる方や、精神の不調を訴える方々に、今年も相談・支援をはじめとして、こころの健康についての情報提供等を行っております。

当センターは、これからも市民の皆様のこころの健康の保持と増進に努め、本市の精神保健福祉の向上のために、積極的に課題に取り組み、関係機関との連携をはかりながら活動していきたいと思います。引き続き皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

令和５年９月

さいたま市こころの健康センター
所長　　辻村　佳久

目　　次

Ⅰ　こころの健康センター概要

1　沿革 …… 1
2　機構 …… 2
3　職員構成 …… 2
4　事業体系図 …… 3

Ⅱ　事業概要

第１章　技術指導及び技術援助
1　概要 …… 5
2　関係機関に対する技術援助 …… 5
3　精神保健福祉士の区役所派遣事業 …… 6
4　さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業 …… 7
5　依存症関連機関への職員派遣（第７章　依存症対策事業参照） …… 9

第２章　教育研修
1　概要 …… 10
2　研修詳細
（１）精神保健福祉基礎研修 …… 11
（２）精神保健福祉専門研修 …… 12
（３）訪問支援強化研修 …… 12
（４）自殺対策関連研修 …… 13
（５）依存症支援者研修 …… 14
（６）ひきこもり地域支援研修 …… 14
（７）児童・思春期精神保健基礎研修 …… 15
（８）職場内研修 …… 16
（９）埼玉県立精神保健福祉センター 共催研修 …… 17
（10）講師派遣による研修 …… 18

第３章　普及啓発
1　概要 …… 20
2　こころの健康セミナー …… 20
3　自殺対策に関する普及啓発 …… 20
4　その他 …… 20

第４章　精神保健福祉相談
1　概要 …… 21
2　個別相談 …… 21

３　こころの電話　……　27
第５章　組織育成
１　概要　……　29
２　さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会　……　29
第６章　自殺対策推進事業
１　概要　……　30
２　自殺対策医療連携事業（ＧＰＥネット事業）　……　30
３　普及啓発　……　33
４　研修（第２章 教育研修 参照）　……　34
５　グループ事業　……　34
６　自殺対策関連個別相談会　……　34
７　若年層対策事業（第９章 子どもの精神保健相談室　参照）　……　35
第７章　依存症対策事業
１　概要　……　36
２　個別相談　……　36
３　グループ事業　……　37
４　普及啓発　……　38
５　研修（第２章　教育研修　参照）　……　38
６　技術指導及び技術援助　……　38
７　地域連携　……　39
第８章　ひきこもり対策推進事業
１　概要　……　40
２　ひきこもり相談センター　……　40
３　グループ事業　……　44
４　リレートサポーター養成研修　……　46
５　リレートサポーター訪問等事業　……　46
６　リレートサポーターフォローアップ研修　……　47
７　普及啓発　……　47
８　研修（第２章　教育研修　参照）　……　47
９　ひきこもり対策連絡協議会　……　48
第９章　子どもの精神保健相談室
１　概要　……　49
２　個別相談　……　49
３　グループ事業　……　51
４　親子関係改善プログラム　……　53
５　子どもの心理教育プログラム　……　54
６　研修（第２章　教育研修　参照）　……　54

7　普及啓発　……　55
第 10 章　精神医療審査会に関する事務
1　概要　……　56
2　開催状況　……　56
3　審査状況　……　57
第 11 章　精神障害者保健福祉手帳及び
自立支援医療費（精神通院医療）支給の判定に関する事務
1　概要　……　58
2　開催状況　……　58
3　判定状況　……　58
第 12 章　こころの健康センター運営協議会
1　概要　……　60
2　協議会の構成　……　60
3　開催状況　……　60

Ⅲ　資料編

1　さいたま市こころの健康センター条例　……　61
2　さいたま市精神医療審査会運営要綱　……　63
3　さいたま市精神障害者保健福祉手帳
及び自立支援医療費支給判定委員会運営要領　……　71
4　さいたま市こころの健康センター運営協議会設置要綱　……　73
5　さいたま市自殺対策医療連携事業実施要綱　……　74
6　さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議設置要綱　……　77
7　さいたま市こころの電話相談員設置要綱　……　79
8　さいたま市ひきこもり対策連絡協議会設置要綱　……　81
9　さいたま市リレートサポーター委嘱等に関する要領　……　82
10　さいたま市リレートサポーター訪問等事業実施要綱　……　84
11　さいたま市精神障害者訪問支援(アウトリーチ)事業実施要綱　……　86

凡　　例

1　研修講師等の所属団体名、役職等は開催当時のものとする。

2　研修講師が当センター職員の場合、原則として職名のみの記載とする。

3　敬称は略す。

Ⅰ　こころの健康センター概要

１　沿革

平成１３年度

５月　３市（旧浦和、旧大宮、旧与野）合併により「さいたま市」誕生
保健衛生部健康増進課内に、精神保健福祉センター準備担当（事務職２名）を配置

１０月　第１回（仮称）さいたま市こころの健康センターの整備に関する検討会議

１１月　第２回（仮称）さいたま市こころの健康センターの整備に関する検討会議

１月　精神保健福祉センター準備担当に事務職１名を増員
第３回（仮称）さいたま市こころの健康センターの整備に関する検討会議

平成１４年度

４月　保健衛生部に保健施設準備室設置（埼玉県自治会館内）
精神保健福祉センター準備担当に事務職４名、精神保健福祉士４名、保健師２名を配置

５月　埼玉県立精神保健福祉センター等における実務研修を開始（５月～１２月）

６月　第４回（仮称）さいたま市こころの健康センターの整備に関する検討会議（最終回）

１０月　精神保健福祉センター準備担当に精神科医師１名を配置
こころの健康センター改修工事完了

１２月　精神保健福祉センター準備担当が、こころの健康センター開設予定地へ移転

３月　こころの健康センター内覧会の開催

平成１５年度

４月　さいたま市が政令指定都市に移行
こころの健康センター開設（職員１２名体制）
※精神科医師１名、精神保健福祉士５名、保健師２名、臨床心理士１名、事務職３名

１０月　精神科医師１名を増員（職員１３名体制）

平成１７年度

５月　さいたま市と岩槻市が合併

平成１９年度

７月　こころの健康センター内に「子どもの精神保健相談室」を設置

平成２４年度

１月　こころの健康センター内に「ひきこもり相談センター」を設置

平成２９年度

２月　こころの健康センターが、子ども家庭総合センター開設予定地へ移転

４月　子ども精神保健相談係を設置

平成３０年度

４月　子ども家庭総合センター開設

１０月　こころの健康センターが依存症相談拠点機関に選定

令和３年度

４月　地域支援係を設置

（令和５年３月３１日現在）

２　機構

（令和５年３月３１日現在）

所　長
（事務）

- 管理係（６名）
  - 所長補佐〔兼〕係長（事務）　１名　主　査（事務）　２名
  - 主　任（精神保健福祉士）　１名　主　事（事務）　２名
- 精神保健福祉係（１３名）
  - 所長補佐〔兼〕係長（保健師）　１名　主　査（保健師）　１名
  - 主　査（精神保健福祉士）　１名　主　査（心理）　１名
  - 主　任（精神保健福祉士）　２名　主　任（心理）　１名
  - 主　事（精神保健福祉士）　４名　主　事（心理）　１名
  - 保 健 師　１名
- 地域支援係（９名）
  - 係　長（精神保健福祉士）　１名　主　任（精神保健福祉士）　３名
  - 主　事（精神保健福祉士）　５名
- 子ども精神保健相談係（６名）
  - 係　長（保健師）　１名　主　査（保健師）　１名
  - 主　任（精神保健福祉士）　１名　主　任（心理）　１名
  - 主　事（精神保健福祉士）　１名　主　事（心理）　１名
- 主　幹　３名（医　師　２名　　保健師　１名）

※主幹（医師）２名は他部署との兼務

３　職員構成

（令和５年３月３１日現在）

係名	医師	保健師	精神保健福祉士	心理	事務	合計
	2	1			1	4
管理係			1		5	6
精神保健福祉係		3	7	3		13
地域支援係			9			9
子ども精神保健相談係		2	2	2		6
合　　計	2	6	19	5	6	38

※上記３８名のほか、１名の会計年度任用職員が在籍

４　事業体系図

技術支援
- 地域支援
- 関係機関への協力
- 講師派遣

教育研修
- 精神保健福祉基礎研修
- 精神保健福祉専門研修
- 職場内研修

普及啓発
- 広報誌「咲いたまごころ」
- こころの健康セミナー

調査研究

精神保健相談
- 重点相談
- 個別相談
- こころの電話

法定業務
- 精神医療審査会
- 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会

５つの重点事業

地域支援
- 区役所派遣事業
- 訪問支援強化研修
- ネットワーク連絡会
- 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修
- 精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業　等

自殺対策
- 自死遺族・ハイリスク者支援
- 地域支援研修
- 自殺対策医療連携事業
- ゲートキーパー研修
- うつ病家族教室
- 産業保健と連携した講演会
- 暮らしの困りごとと、こころの総合相談会　等

ひきこもり対策
- ひきこもり対策連絡協議会
- 当事者グループ
- ひきこもり親の会
- 地域支援研修
- リレートサポーター事業　等

依存症対策
- 依存症相談拠点
- 依存症家族グループ
- 依存症個別相談会
- 依存症家族教室
- 普及啓発
- 依存症支援者研修
- 関係機関への職員派遣

等

子ども精神保健相談
- 子どもの精神保健相談室
- 思春期親の会
- 子ども当事者グループ
- 発達障害児親の会
- 子どもの心理教育プログラム
- 児童・思春期精神保健基礎研修　等

Ⅱ　事 業 概 要

第１章　技術指導及び技術援助

１　概要

地域精神保健福祉活動を推進するため、関係機関に対し職員の派遣等によりコンサルテーション（助言・指導）を行っている。

また、依頼に基づき、精神保健福祉に関連する研修会や会議等へ講師派遣を行っている。

平成２６年度より開始した精神保健福祉士の区役所派遣事業は、平成２８年度に全区派遣を達成し、以降継続している。

２　関係機関に対する技術援助

関係機関におけるケースカンファレンス等への参加や個別での相談に応じ、専門的立場から当該機関のケース処遇に協力した。

また、当センターで開設している子どもの精神保健相談室においても、小中学校や教育相談機関等にコンサルテーションを行った。

（１）一般　（単位：回）

機　関	コンサルテーションＣＣ※等
保健所	0
保健センター	0
福祉事務所	3
教育機関	0
医療機関	２７
児童相談所	0
その他	４５

（２）子どもの精神保健相談室　（単位：回）

機　関	コンサルテーションＣＣ※等
保健所	0
保健センター	0
福祉事務所	1
教育機関	7
医療機関	8
児童相談所	0
その他	1

※　ＣＣ：ケースカンファレンス（以下、表中において同じ）

３　精神保健福祉士の区役所派遣事業

区役所における精神保健福祉に関する相談に対応するため、精神保健福祉士を各区役所に派遣し、専門的な立場から技術支援を行っている。

区役所職員からの相談に応じ、面接や訪問の同席、同行、ケースカンファレンス等への出席、関係機関との連絡調整、区役所等主催の研修講師を行っている。

令和４年度は、週１．５日は南区役所と北区役所へ、週１日は大宮区役所へ精神保健福祉士を派遣し、また、西区役所・見沼区役所・中央区役所・桜区役所・浦和区役所・緑区役所・岩槻区役所へ週１回半日の出張支援を行った。週１日は、当センターに帰庁し報告やケース相談を行った。

相談機関別統計

（単位：件）

機関	実人数	相談	面接	訪問	電話相談	合計
各区福祉課 （各区福祉まるごと相談窓口含む）	340	1,042	245	318	375	1,980
各区支援課	30	79	25	33	89	226
各区高齢介護課	10	17	3	6	17	43
各区保健センター	29	44	7	13	40	104
保健所	3	4	10	3	22	39
その他	26	24	10	9	88	131
総計	438	1,210	300	382	631	2,523

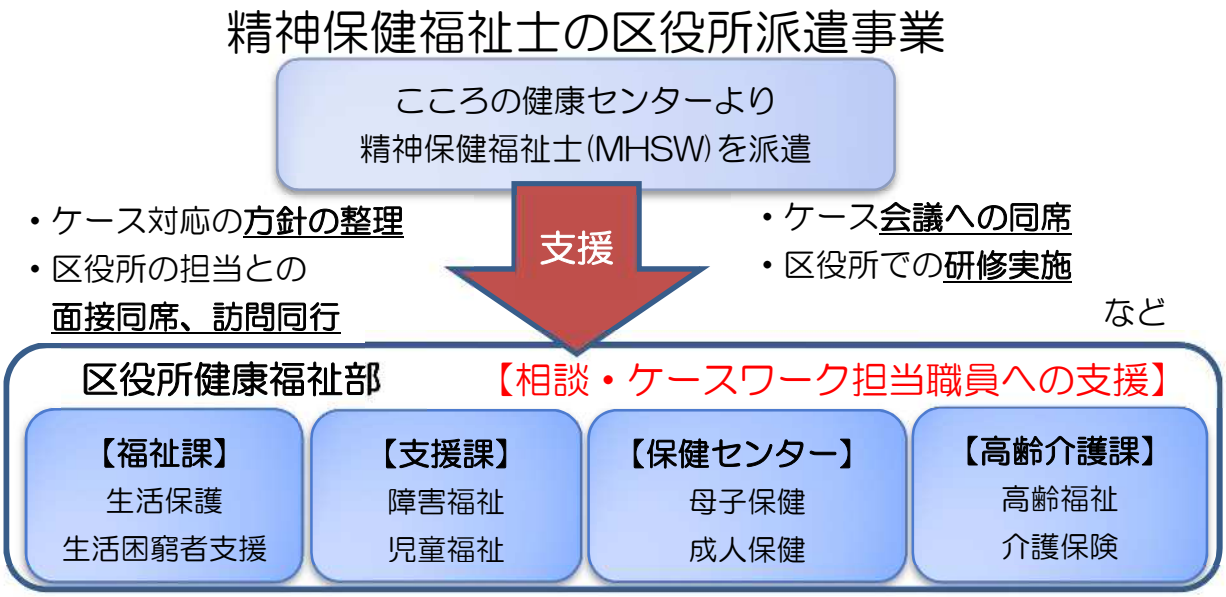

市民にとって身近な区役所で、より迅速で専門的な

相談を受けることができるようになることを目指す

４　さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業

平成３１年４月より、見沼区・緑区をモデルエリアとして「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）モデル事業」を開始した。令和３年４月より見沼区・緑区・北区・南区において「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業」を開始した。令和４年度は、浦和区・大宮区を加えた６区において事業を実施した。

本事業は、未受診、医療中断等により日常生活に困難を生じている精神障害者及びその家族等を支援対象とし、訪問支援にあたっては、地域の協力連携機関と多職種、多機関によるケア会議を定期的に開催し、支援方針を検討しながら、対象者の状態に合わせて職種を選定し、訪問支援を行っている。

（１）事業概要

①目的

日常生活において困難が生じている精神障害者及びその家族等が、住み慣れた地域で安心して自分らしく地域生活を継続できるよう、保健、医療、福祉等の包括的な支援を提供することを目的とする。

②支援対象者

市内に居住し、日常生活において困難が生じているが、通常の支援（保健所等による受診勧奨、障害者総合支援法及び介護保険法によるサービス、診療報酬による往診・訪問看護等）では対応が困難な者で、次の各号のいずれかに該当する者及びその家族等とする。

１）精神科医療の治療中断者
２）精神疾患が疑われる未治療者
３）長期入院の後精神科病院を退院した者や、入院を繰り返す者
４）ひきこもりの精神障害者
５）その他市が必要と認めたもの

③事業内容等

本事業による支援期間は６ヶ月とする。ただし、事務局が支援期間を延長することが必要と認めた場合には、６ヶ月を超えて支援をすることができる。

１）事業対象者の決定
区役所や保健所等から把握した情報をもとに初期アセスメントを行い、対象者を決定する。

２）ケア会議の開催
個別支援にあたり、関係機関で構成されるケア会議を開催し、支援内容の検討や多職種チームの編成及び支援計画の作成・見直し、支援の終了又は延長の協議を行う。

３）支援の実施
多職種チームは、支援計画に基づき、訪問支援や保健、医療、福祉等サービスの利用支援、関係機関との連絡調整、その他地域生活を継続する上で必要な支援を行う。

４）事業対象者への評価
多職種チームは、支援開始時と６ヶ月経過時に対象者への評価を行う。支援期間を延長する場合には、延長後、６ヶ月ごとに評価を行う。

５）支援の終了又は延長の決定
事務局は、ケア会議における支援の終了又は延長の協議及び事業対象者への評価を考慮し、事業による支援の終了又は延長を決定する。

さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業

精神障害者の方が、住み慣れた地域で安心して地域生活を送れるように、保健・医療・福祉の多職種チームが訪問等で本人やご家族の支援を行います。

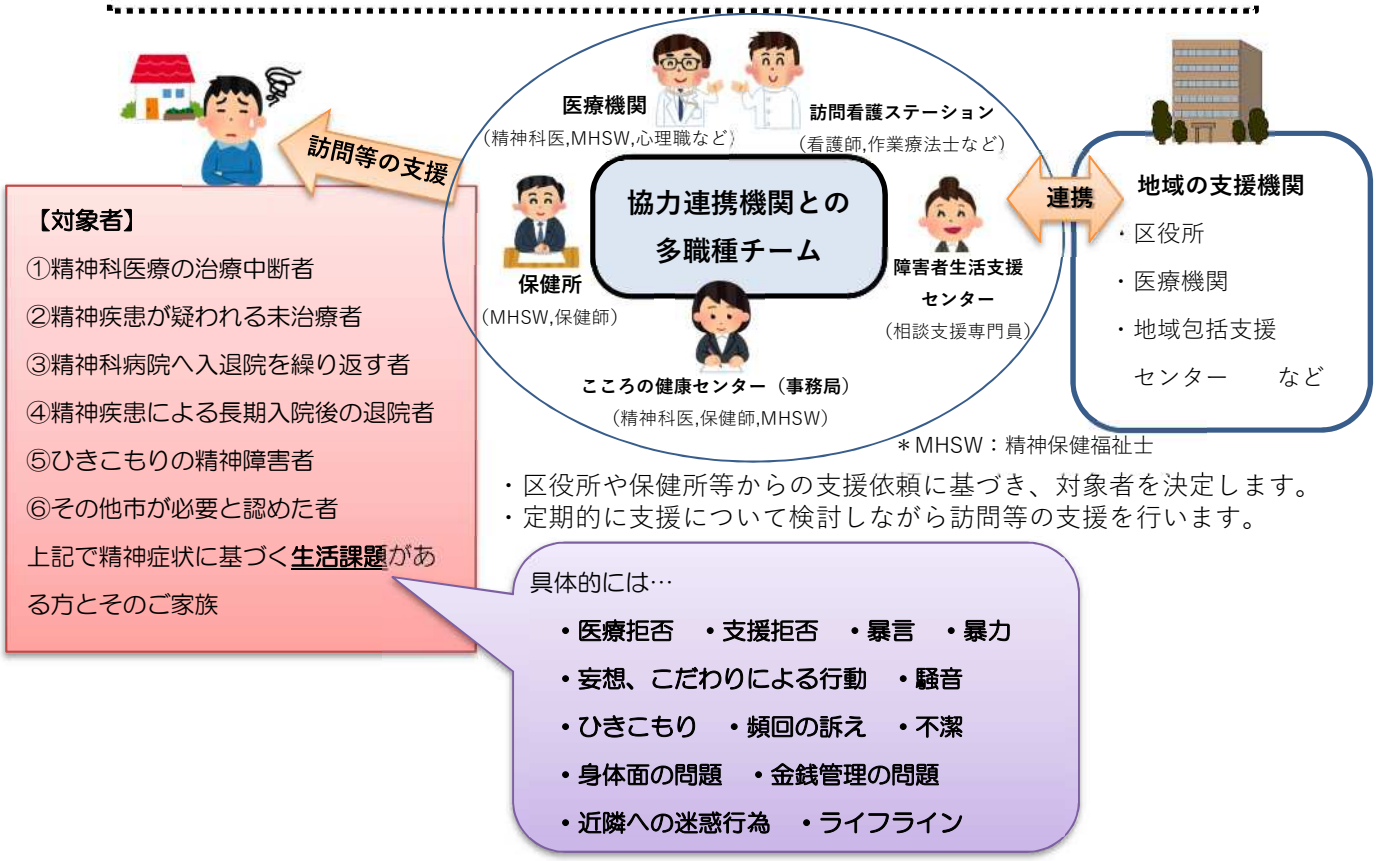

（２）ケア会議開催実績

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
11 回	7 回	7 回	16 回

（３）訪問件数実績

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
対象者数	5 人	8 人（うち２人終了）	12 人（うち１人終了）	14 人（うち１人終了）
訪問件数　合計	80 件	122 件	247 件	224 件
再（連携機関との訪問）	34 件	51 件	120 件	123 件
再（事務局のみの訪問）	46 件	71 件	127 件	101 件
再　医師同行の訪問	17 件	41 件	46 件	53 件

（4）その他支援件数実績

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
対象者数	5 人	8 人（うち２人終了）	12 人（うち１人終了）	14 人（うち１人終了）
面接件数　合計	9 件	2 件	93 件	23 件
電話件数　合計	71 件	174 件	233 件	98 件
手紙件数　合計	16 件	28 件	78 件	6 件
メール件数　合計	29 件	18 件	39 件	43 件

５　依存症関連機関への職員派遣

第７章　依存症対策事業　６　技術指導及び技術援助　参照

第２章　教育研修

１　概要

本市の精神保健福祉に関する相談窓口は、当センターのほか、保健所や各区役所の保健センター、福祉事務所等がその役割を果たしている。当センターでは、それら関係機関の職員を対象に、精神保健福祉に関する援助技術向上を目的として日常の相談業務に必要な基礎知識・専門的知識等の習得を図る各種研修を実施している。研修体系は、次に示すとおりである。

令和４年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模縮小や動画配信等の工夫をしながら実施した。

【研修体系】

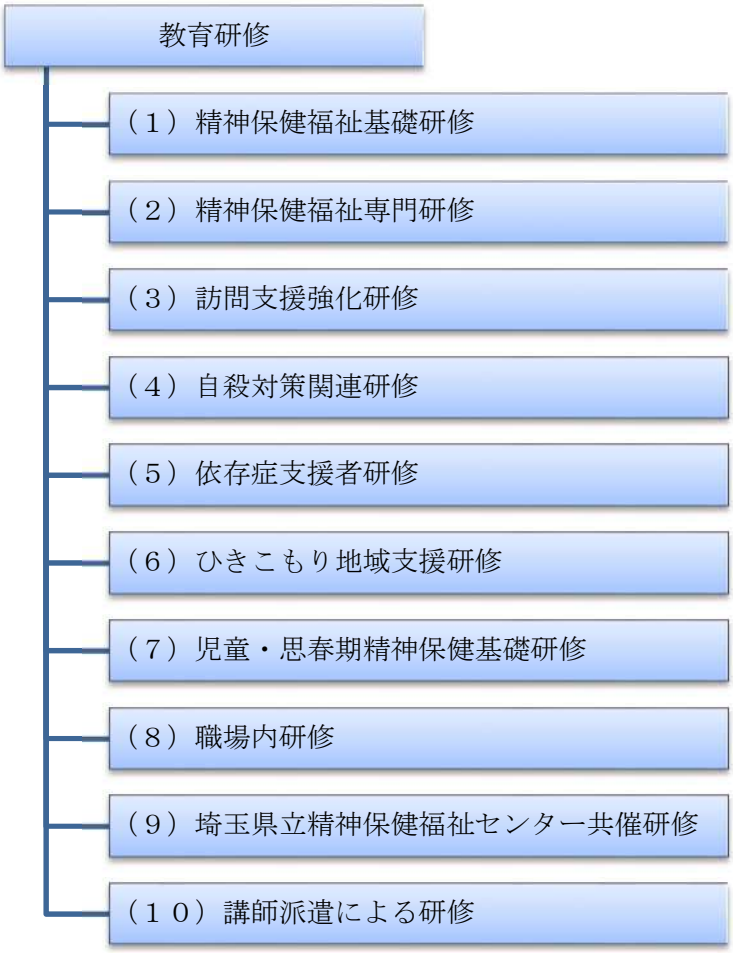

２　研修詳細

（１）精神保健福祉基礎研修

保健センターや福祉事務所等、精神保健福祉相談業務に携わる本市職員、市内の関係機関職員等を対象に、相談に係る基礎知識の習得や技術の向上などを目的として実施した。

期日	内　容　・　講　師	会場	受講者数
8 月 22 日(月)	講義　「こころの健康センター事業案内」 講師　保健師	子ども家庭総合センター	42 名
	講義　「精神疾患の基礎知識」 講師　医師		
	講義　「精神保健相談のすすめ方について」 講師　心理		
	講義　「自殺関連・自傷行為の相談に関する基礎知識」 講師　精神保健福祉士		
	講義　「依存症の相談に関する基礎知識」 講師　精神保健福祉士		
8 月 29 日(月)	講義　「保健所　精神保健課の業務について」 講師　保健所　精神保健課　相談・支援第２係 主任(精神保健福祉士)　山﨑　望		42 名
	講義　「発達障害の基礎知識・発達障害者への支援と 障害者総合支援センターの業務内容について」 講師　福祉部　障害者総合支援センター　発達障害者支援係 主事(福祉)　菊地　義徳		
	講義　「ひきこもりの相談に関する基礎知識」 講師　精神保健福祉士		
	講義　「子どもの精神保健相談室について 思春期の相談に関する基礎知識」 講師　保健師		
	講義　「区役所派遣事業について 医療観察法について」 講師　精神保健福祉士		
	講義　「地域支援について」 講師　精神保健福祉士		

（2）精神保健福祉専門研修

保健センターや福祉事務所等、精神保健福祉相談業務に携わる本市職員を対象に、相談に係る専門的知識の習得を目的として実施した。

期日	内　容　・　講　師	会場	受講者数
6 月 30 日(木)	講義　「コロナ禍の子どもの理解と支援～思春期を中心に～」 講師　嵐山学園　園長 児童精神科医　早川　洋　氏	子ども家庭総合センター	44 名
10 月 6 日(木)	講義と体験 「機能不全家族の中の子どもへの支援 ～サバイバーキッズプログラムを体験してみよう～」 講師　保健師　他		32 名
12 月 1 日(木)	講義　「強迫性障害の基礎知識と支援について」 講師　TCBT カウンセリングオフィス　代表 公認心理師・臨床心理士・医科学博士 神明　一星　氏		56 名
2 月 9 日(木)	講義　「ＣＡＲＥ」ワークショップ 講師　子ども家庭総合センター総務課 インクルーシブ子育て支援係 主任（心理）　村田　忍 総合教育相談室 主査（心理）　小畑　香子 主事（心理）　石川　雅隆		30 名

（3）訪問支援強化研修

「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」に向けた関係者研修として、「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業」に関わる関係機関の職員を対象に実施した。

期日	内　容　・　講　師	会場	受講者数
10 月 13 日(木)	内容　事例検討、講義 講師　こころのホームクリニック世田谷 精神科医　伊勢田　堯　氏	子ども家庭総合センター	8 名
2 月 16 日(木)			15 名
1 月 27 日(金)	講義　「成年後見制度について」 「事例から考える意思決定支援～本人の心からの希望と価値観を踏まえたチーム支援のあり方とは～」 講師　法テラス埼玉法律事務所　弁護士　米山　佳宏　氏 弁護士　水島　俊彦　氏		19 名

（４）自殺対策関連研修

「第２次さいたま市自殺対策推進計画」に基づき、以下の研修を実施した。

①ゲートキーパー養成研修

精神保健福祉相談業務に携わる本市職員や、地域包括支援センター等関係機関職員を対象に、自殺の危機にある方へ早期対応できる中心的役割を果たす人材育成を目的として実施した。

期日	内　容　・　講　師	会場	受講者数
6 月 17 日(金)	講義　「ゲートキーパースキルワークショップ」 ～自殺危機初期介入スキルワークショップ～ 講師　保健師、精神保健福祉士	子ども家庭総合センター	12 名
10 月 7 日(金)			15 名

②地域支援研修

地域の医療機関・支援機関等、地域の保健・医療・福祉分野の支援者を対象に、資質の向上を目的として実施した。

期日	内　容　・　講　師	開催方法	受講者数
2 月 6 日（月）から 2 月 20 日（月）まで	講義　「死にたい若者のこころに寄りそう支援～コロナ禍の影響を踏まえて～」 講師　特定非営利活動法人ＯＶＡ　代表理事 精神保健福祉士　伊藤　次郎　氏	動画配信サイトによる期間限定配信	64 名

③市職員向けゲートキーパー入門研修

市民の自殺予防を図るために、多くの本市職員が自殺の危機にある人に気づき、ゲートキーパー（門番）として初期介入できるようになることを目的とし、本市職員を対象に DVD 視聴による受講形式にて実施した。

期日	内　容　・　講　師	開催方法	受講者数
11 月 1 日（火）から 3 月 31 日（金）まで	講義　「市職員向けゲートキーパー入門研修 ～悩んでいる人に気づき、つなぎ、見守るために～」 講師　心理	DVD 視聴	77 名

④消防局職員向けゲートキーパー研修

日常的に緊急対応にあたる消防局職員が、精神的な悩みを抱える方への初期介入の基本を学ぶことにより、市民や同僚の精神的な悩みや自殺の危機に適切な対応が行えることを目的とし実施した。

期日	内　容　・　講　師	会場	受講者数
8月26日(金)	講義　「消防職員向けゲートキーパー研修」 講師　保健師、心理	消防庁舎	18名

（5）依存症支援者研修

地域で依存症支援に関わる支援者を対象に、依存症支援の質的向上及び関係機関同士の連携を強化することを目的として実施した。

期日	内　容　・　講　師	会場	受講者数
10月27日(木)	講義　「依存症の理解と治療の実際～専門医療機関における取り組み」 講師　医療法人社団　恵仁会 与野中央病院 精神科医師　沼口 亮一　氏	子ども家庭総合センター	54名
	講義　「依存症の理解と家族支援～専門医療機関における取り組み」 講師　医療法人　秀山会　白峰クリニック　副院長 公認心理師・臨床心理士　河西　有奈　氏		
	講義　「体験に基づくかかわりや支援～回復支援施設、自助グループにおける取り組み」 講師　特定非営利活動法人　さいたまマック（当事者スタッフ） ＮＰＯ法人　埼玉ダルク（当事者スタッフ） 公益社団法人　埼玉県断酒新生会（当事者） ＡＡ（アルコホーリクス・アノニマス）（当事者）		
	講義　「こころの健康センター事業説明～依存症相談拠点における取り組み」 説明　精神保健福祉士		

（6）ひきこもり地域支援研修

地域の支援者が、ひきこもり支援に関する適切な知識を深め、相談支援技術の向上、円滑な関係機関連携を図ることにより、ひきこもり支援体制を充実させることを目的として実施した。

テーマ	「ひきこもりの方とそのご家族への対応～話を聴くということ～」		
期日	内　容　・　講　師	会場	受講者数
2 月 24 日 （金）	講義　「ひきこもりの方のご家族への関わり方」 講師　特定非営利活動法人子育て応援隊むぎぐみ 副理事長・代表 株式会社こうゆう執行役員 東京公認心理師協会理事 臨床心理士・公認心理師　喜多見　学　氏	子ども家庭総合センター	13 名
	事例紹介、グループワーク		

（7）児童・思春期精神保健基礎研修

保健センターや福祉事務所等、精神保健福祉相談業務に携わる本市職員、市内の関係機関職員等を対象に、児童・思春期の精神保健に関する基礎的な知識及び技術の習得、並びに支援技術の向上を目的として実施した。

期日	内　容　・　講　師	会場	受講者数
8 月 18 日(木)	講義　「アタッチメント」 講師　嵐山学園　園長 児童精神科医　早川　洋　氏	子ども家庭総合センター	69 名
	講義　「児童・思春期の心理」 講師　嵐山学園　園長 児童精神科医　早川　洋　氏		
	講義　「児童・思春期のメンタルヘルス」 講師　子ども家庭総合センター　参事 医師　加藤　郁子		
	講義　「境界線～安心・安全な支援者になるために～」 講師　保健師		
8 月 19 日(金)	講義　「ＤＶ・虐待などの影響と支援」 講師　保健師		65 名
	講義　「トラウマインフォームドケア」 講師　子ども家庭総合センター　参事 医師　加藤　郁子		
	講義　「家族や子ども相談の受け方」 講師　精神保健福祉士		
	講義　「アセスメントと支援の実際」 講師　保健師		

（8）職場内研修

当センター職員の知識と技術の向上を目的とし、事例検討等、研修会を実施した。

①依存症対策事業

期日	内　容　・　講　師	受講者数
5 月 12 日(木)	内容　アルコール問題のアセスメント　AUDIT（講義） 講師　敬心学園　日本福祉教育専門学校　学科長 精神保健福祉士　岡﨑　直人　氏	8 名
2 月 13 日(木)	内容　ネット・ゲーム依存の治療 ～東京医科歯科大学での取組について～（講義） 講師　東京医科歯科大学　精神行動医学分野 精神科医　治徳　大介　氏	14 名

②ひきこもり対策推進事業

期日	内　容　・　講　師	受講者数
12 月 12 日(月)	内容　事例検討 講師　ひがメンタルクリニック　院長 精神科医　比嘉　千賀　氏	16 名
2 月 13 日(月)		10 名

③子どもの精神保健相談室

期日	内　容　・　講　師	受講者数
6 月 22 日(水)	内容　子どもの精神保健に関する情報交換・事例検討 講師　児童精神科医　犬塚　峰子　氏	14 名
1 月 25 日(水)		12 名
10 月 19 日(水)	内容　子どもの精神保健に関する情報交換・事例検討 講師　嵐山学園　園長 児童精神科医　早川　洋　氏	6 名
3 月 8 日(水)		7 名

④研修・学会伝達講習

当センター職員の知識と技術の向上を目的とし、各種研修及び学会等に参加した当センター職員より、研修内容を伝達する講習会を実施した。

期日	テーマ	受講者数
5 月 20 日(金)	① 日本集団精神療法学会について ② 子どもの虹情報研修センター　テーマ別研修「喪失をめぐって」	13 名
9 月 2 日(金)	① 子どもの PTSD のアセスメント研修・TF-CBT ② アセスメント技術を高めるために（明治安田こころの健康財団）	13 名
10 月 14 日(金)	① 災害時 PFA と心理対応研修 ② 強迫症対策医療研修　基本コース	10 名
11 月 25 日(金)	① 摂食障害治療研修 ② 日本トラウマティック・ストレス学会	13 名
1 月 27 日(金)	① 薬物依存症研修 ② ＰＴＳＤ対策専門研修 ③ 関東甲信越アルコール関連問題学会	14 名
3 月 24 日(金)	① 家族療法基礎講座⑧「家族心理教育」 ② 臨床心理講座「カルト問題特別編　カルト問題の基本と実際 ―ケース対応のために―」 ③ 相談対応指導者養成研修ゲーム・インターネット依存症研修	15 名

（９）埼玉県立精神保健福祉センター　共催研修

令和４年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施していない。

（10）講師派遣による研修

関係機関等からの依頼に基づき、講師として職員を派遣し精神保健福祉に関連する研修会等を行った。

期日	事業名・テーマ等	依頼元	担当者
5 月 19 日(木)	北区健康福祉部新任研修	北区福祉課	主事(精) 外 1 名
5 月 26 日(木)	見沼区福祉課内研修	見沼区福祉課	主事(精)
6 月 21 日(火)	出前講座 「お酒との上手な付き合い方」	岩槻城址公民館	主任(精) 外 1 名
6 月 22 日(水)	大宮区福祉課内研修	大宮区福祉課	主事(精) 外 1 名
7 月 14 日(木)	ケアマネージャー・民生委員向け勉強会「ひきこもり支援について」	シニアサポートセンター緑水苑	主査(健) 外 1 名
7 月 26 日(火)	特別支援コーディネーター研修	教育委員会	主査(健) 外 1 名
8 月 4 日(木)	学校カウンセリング応用研修会 「自傷行為への理解と対応」	教育委員会	主幹(健)
8 月 30 日(火)	思春期教室 「思春期の性とこころ」	大宮八幡中学校	主幹(健)
9 月 6 日(火)	緑区福祉課内研修	緑区福祉課	係長(精) 外 1 名
9 月 21 日(水)	大宮区支援課内研修	大宮区支援課	主事(精) 外 1 名
9 月 30 日(金)	中央区健康福祉部新任研修	中央区福祉課	主事(精) 外 1 名
10 月 17 日(金)	北区福祉課内研修	北区福祉課	主事(精)
10 月 25 日(火)	ユースアドバイザー研修	青少年育成課	主事(精)
10 月 27 日(木)	職員研修会「相談に活かすジェノグラムとセルフケア」	北区保健センター	主幹(健) 外 1 名
12 月 8 日(木)	南区顔の見えるネットワーク会議	南区支援課	主任(精) 外 1 名
1 月 12 日(木)	食生活改善推進員 10 区合同リーダー研修会「心の健康について」	食生活改善推進員協議会	主事(精) 外 1 名

期日	事業名・テーマ等	依頼元	担当者
1月17日(火)	職員研修「複雑困難な事例への対応（アタッチメントから考える)」	南区保健センター	係長(健) 外1名
1月24日(火)	出前講座 「お酒との上手な付き合い方」	南箇公民館	主事(精) 外1名
1月31日(火)	発達障害講演会「発達障害のある人のひきこもりについて」	埼玉親の会「麦」	主査(健) 外1名
1月31日(火)	自殺リスクアセスメントについて	子ども家庭支援課	主査(精)
2月23日(木)	市民公開セミナーin さいたま「依存症からの回復と再発」	埼玉中央断酒新生会	主事(精) 外1名
3月2日(木)	職場内研修「自殺・自傷関連の相談対応の基礎知識について」	東宮下小学校	主査(健) 外1名
3月6日(月)	北区福祉課内研修	北区福祉課	主事(精) 外1名

第３章　普及啓発

１　概要

精神保健福祉に関する普及啓発活動の一環として、講演会の開催や精神保健福祉に関する各種リーフレット、こころの健康センターだよりである「咲いたまごころ」の発行、ホームページによる普及啓発等を行っている。

２　こころの健康セミナー

開催方法	動画配信サイトによる期間限定配信
視聴期間	1 月 17 日（火）から 2 月 28 日（火）まで
内　容 ・ 講　師	講義　「繊細さに寄り添って～子どもも大人も自己肯定感を育もう～」 講師　真生会富山病院　心療内科部長 　　心療内科医　明橋　大二　氏
申込者数	540 名

３　自殺対策に関する普及啓発

産業保健と連携した講演会を、埼玉産業保健総合支援センターと共催している。

開催方法	動画配信サイトによる期間限定配信
視聴期間	2 月 15 日（水）から 3 月 8 日（水）まで
内　容 ・ 講　師	講義　「働く世代のための簡単こころのセルフケア ～やってみよう！今注目のマインドフルネス～」 講師　埼玉産業保健総合支援センター　産業保健相談員 　　臨床心理士　星野　ゆかり　氏
申込者数	223 名

４　その他

新型コロナウイルス感染症に対応した心身への影響などの知識の普及啓発のため、ホームページで「新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴うこころのケアについて」等の掲載を行った。

第４章　精神保健福祉相談

１　概要

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこととされている。

当センターでは、個別相談を基本として精神保健福祉全般の相談に対応しているほか、思春期・ひきこもり・依存症に関する専門相談を行っている。また、「依存症家族教室」、「ひきこもり親の会」、「うつ病家族教室」等のグループ事業や、「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に関する個別相談会」、「さいたま市暮らしの困りごとと、こころの総合相談会」等の個別相談会を実施している。

また、心の健康づくり推進事業の一環として、こころの電話（専用回線による電話相談）を実施している。

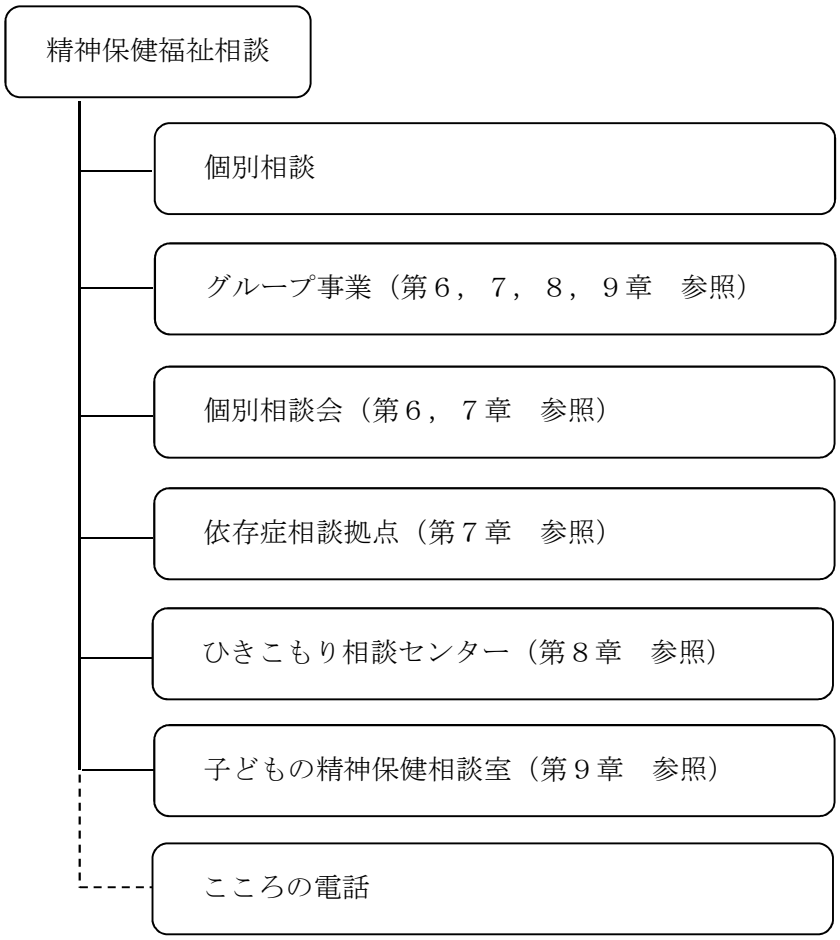

２　個別相談

個別相談は基本的に予約制としており、電話で相談概要を聴取したうえで、保健師・精神保健福祉士・心理等が対応している。

なお、医療機関の紹介等を適宜行うなど適切と思われる関係機関と連携を図っているほか、必要に応じて訪問支援を行っている。

（1）電話相談（ひきこもり相談センター・子どもの精神保健相談室を除く）

① 電話相談件数 （単位：件）

新規実数 ※1	2,413	3,063
継続実数 ※1	650	
電話相談延べ件数 ※2	5,026	

※１ 手紙の相談件数を含む。

※２ 継続的に面接を実施している者の件数を含む。

② 電話相談状況（性別・年代別） （単位：件）

対象者年代	男	女	不明	その他※	合計
就 学 前(0～ 5歳)	0	0	2	0	2
学 童 期(6～ 9歳)	3	3	2	0	8
思 春 期(10～19歳)	121	125	7	1	254
成 人 前 期(20～39歳)	369	343	0	0	712
成 人 後 期(40～64歳)	372	449	0	0	821
老 年 期(65歳～)	103	146	0	0	249
不 明	383	568	52	1	1,004
そ の 他※	0	2	2	9	13
合 計	1,351	1,636	65	11	3,063

※センター事業への問合せ等を含む。

③ 電話相談の内容 （単位：件）

精神症状に関する相談	301	仕事に就けない・続かない	41
認知機能低下に関する相談	6	不登校・ひきこもり	68
性格・対人関係	121	社会復帰	16
家族との接し方	239	受診・医療に関する相談	495
周囲への暴力・迷惑行為	57	発達障害に関する相談	34
非行(反社会的行為)	3	うつに関する相談	81
アルコール問題	160	自殺関連	83
薬物問題	35	法律・制度に関する相談	84
ギャンブル問題	95	日常生活	125
ゲーム・ネットの問題	21	話を聞いて欲しい	429
買い物の問題	19	問い合わせ	235
性に関する相談	35	その他	160
食行動の問題	14	不明	52
学校・職場の悩み	54		
合 計		3,063	

④　電話相談の相談者続柄　（単位：件）

本人	1,672	市役所内の他部署	18
父・母	577	医療機関	24
子	94	障害者生活支援センター	8
配偶者	246	地域包括支援センター	15
兄弟姉妹	108	学校・職場	20
祖父母	16	障害福祉サービス事業所	8
その他親戚	54	警察	3
保健所	18	他相談機関・窓口	32
保健センター	15	精神保健福祉センター	3
福祉事務所	25	知人	50
児童相談所	13	その他	19
教相・総合教育相談室	3	不明	22
合　　計			3,063

⑤　電話相談の支援状況　（単位：件）

相談予約・すすめ	266	障害者生活支援センター	44
助言終了（傾聴のみを含む）	1,168	地域包括支援センター	27
主治医へ	310	学校へ	16
医療機関案内・すすめ	412	障害福祉サービス事業所へ	5
保健所へ	87	就労支援機関へ	8
保健センターへ	21	精神保健福祉センター（県）へ	70
発達障害者支援センターへ	12	若者自立支援施設・団体へ	4
福祉事務所へ	52	ひきこもりサポートセンターへ	0
児童相談所へ	13	警察へ	11
教相・総合教育相談室へ	9	自助グループへ	24
男女共同参画相談へ	27	民間相談室へ	33
市役所内の他部署へ	14	その他機関へ	88
こころの電話へ	126	連絡・報告を受ける	66
なんでも若者・子ども相談へ	6	その他	144
合　　計			3,063

⑥　居住地別電話相談状況　（単位：件）

西区	133	南区	249
北区	268	緑区	183
大宮区	220	岩槻区	150
見沼区	320	不明(市内)	329
中央区	189	市外	362
桜区	154	不明	144
浦和区	362		
合　計			3,063

（2）面接相談

① 面接相談件数 （単位：件）

新規実数	205	350
継続実数	145	
面接相談延べ件数		1,394

② 面接相談状況（性別・年代別） （単位：件）

対象者年代	男	女	不明	その他 ※	合計
就　学　前(0～ 5歳)	0	0	0	0	0
学　童　期(6～ 9歳)	0	0	0	0	0
思　春　期(10～19歳)	15	12	0	0	27
成 人 前 期(20～39歳)	127	61	0	0	188
成 人 後 期(40～64歳)	79	33	0	0	112
老　年　期(65歳～　)	14	6	0	0	20
不　　明	1	2	0	0	3
そ　の　他 ※	0	0	0	0	0
合　　計	236	114	0	0	350

※センター事業への問い合わせ等を含む。

③ 来所者続柄 （単位：件）

本人	138
父・母	151
子	8
配偶者	28
兄弟姉妹	18
祖父母	2
その他親戚	3
知人	1
その他	1
合　　計	350

④ 居住地別面接相談状況 （単位：件）

西区	17	南区	46
北区	38	緑区	30
大宮区	26	岩槻区	19
見沼区	50	市外	8
中央区	31	不明（市内）	3
桜区	21	不明	0
浦和区	61		
合　　計		350	

⑤　来所経路　（単位：件）

本人	4	医療機関	11
父・母	31	障害者生活支援センター	1
子	1	警察（少年サポートセンター含む）	3
配偶者	5	学校・職場	7
兄弟姉妹	2	精神保健福祉センター（県）	2
祖父母	1	障害福祉サービス事業所	3
保健所	5	他相談機関・窓口	11
保健センター	4	知人	2
福祉事務所	18	パンフレット・市報	78
児童相談所	4	インターネット	115
教相・総合教育相談室	3	再利用	17
こころの電話	1	不明	5
市役所内の他部署	7	その他	9
なんでも若者・子ども相談	0		
合　　計			350

⑥　面接相談の内容　（単位：件）

精神症状に関する相談	21	不登校・ひきこもり	124
性格・対人関係	7	社会復帰	1
家族との接し方	29	受診・医療に関する相談	5
周囲への暴力・迷惑行為	9	うつに関する相談	0
アルコール問題	45	発達障害に関する相談	1
薬物問題	3	自殺関連	9
ギャンブル問題	22	法律・制度に関する相談	35
ゲーム・ネットの問題	5	日常生活	6
買い物の問題	4	話を聞いて欲しい	5
食行動の問題	0	その他	2
学校・職場の悩み	0	不明	0
仕事に就けない・続かない	17		
合　　計			350

⑦　相談者の年度末支援状況　（単位：件）

継続	107
連絡待ち	37
終了	193
中断	13
合　　計	350

（3）訪問

①　訪問件数　（単位：件）

実件数	25	延べ件数	180

（参考資料）
令和4年度　衛生行政報告例（厚生労働省への報告）

精神保健福祉センターにおける相談等
※ひきこもり相談センター、子どもの精神保健相談室を含む

	（再掲）相談									
	実人員	延人員								
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
被指導人員 (02)	488	2	51	94	20	39	48	1,037	1,032	22

	摂食障害	てんかん	その他	計	（１３）の再掲					
					ひきこもり	発達障害	自殺関連	（再掲）自殺者の遺族	犯罪被害	災害
	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
被指導人員 (02)	7	0	66	2,418	1,282	884	220	30	0	3

	（再掲）デイ・ケア			（再掲）訪問指導						
	実人員	延人員		実人員	延人員	（５）の再掲				
			ひきこもり（２）の再掲			ひきこもり	自殺関連	（再掲）自殺者の遺族	犯罪被害	災害
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
被指導人員 (03)	0	0	0	46	522	117	24	2	0	0

	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
電話による相談 (04)	137	131	214	63	108	49	1,431	3,475	343	42
電子メールによる相談 (05)	0	3	6	13	5	3	255	90	0	0

	てんかん	その他	計	（１２）の再掲					
				ひきこもり	発達障害	自殺関連	（再掲）自殺者の遺族	犯罪被害	災害
	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
電話による相談 (04)	7	718	6,718	1,014	949	664	30	12	4
電子メールによる相談 (05)	0	79	454	260	110	49	0	0	0

３　こころの電話

当センターでは、悩みや不安などについて市民が気軽に相談できる電話相談窓口として、専用回線を設置し、専門相談員による「こころの電話」を実施している。

（１）受付時間

開庁日の９時から１７時までを受付時間としている。

（不定期に月１回休止日あり。）

（２）相談件数

（単位：件）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
男	49	46	66	64	55	59	81	82	68	79	51	61	761
女	211	205	244	208	246	196	192	178	196	174	205	250	2,505
不明	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
合計	260	252	310	272	301	256	273	260	264	253	256	311	3,268

（３）相談者

（単位：件）

年齢	学童期（～9 歳）	思春期（10～19 歳）	成人前期（20～39 歳）	成人後期（40～64 歳）	老年期（65 歳～）	不明	合計
件数	0	12	403	2610	118	125	3,268

（４）相談対象者

（単位：件）

対象者	本人	子ども	配偶者	父母	兄弟	他の家族	その他	不明	合計
件数	3,119	45	14	15	7	5	14	49	3,268

（５）相談内容　　（単位：件）

相談内容	件数	相談内容	件数
病気に関する不安・苦しみ	321	ＤＶ	2
社会復帰	74	ひきこもり	4
自分の性格・対人関係	355	性についての不安・悩み	8
家族関係	429	社会資源の情報	41
子育てに関すること	9	その他	212
発達障害に関すること	0	いたずら・内容不明	12
学校生活	6	自殺関連	12
職場関係	219	話を聞いてほしい	1,556
嗜癖問題に関すること	8		
合　計			3,268

（６）処　遇　　（単位：件）

処　　遇	件数
傾聴・助言	2,977
相談の勧め	152
受診の勧め	29
途中で切れる	79
その他	31
合　計	3,268

第５章　組織育成

１　概要

地域精神保健福祉の向上を図るため、社会復帰事業団体等の組織活動を側面から支援している。

２　さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会

（１）目的

精神障害のある当事者や家族の思いを中心に据え、地域のネットワークに主眼を置き、精神保健福祉活動に携わる人々との相互理解と連携を深め、本市における精神障害者の地域生活支援体制を強化することを目的とする。

（２）対象

市内精神障害者当事者会及び家族会、市内障害者生活支援センター職員、本市職員（区役所福祉課、高齢介護課、支援課、保健センター等）、医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等

（３）事務局

こころの健康センター内

（構成：こころの健康センター、保健所精神保健課、市内障害者生活支援センターの代表）

期日	内　容　・　講　師	会場
11 月 18 日 （金）	テーマ　「ケアラー支援を考える」 ・「市立中・高等・中等教育学校におけるヤングケアラーの実態に関するアンケート調査について」報告 教育委員会　総合教育相談室　平田　正人 氏、小田　純平 氏 ・ダブルケアカフェの実践報告 地域包括支援センター　かさい医院　小林　誠 氏 ・グループワーク	オンライン 開催

第６章　自殺対策推進事業

１　概要

本市では、平成２１年３月に、「さいたま市自殺対策推進計画」を策定し、平成２１年度から総合的な対策を推進してきた。計画期間の終了に伴い、平成２９年度からは「第２次さいたま市自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策に関する普及啓発や自殺の危機にある方への支援に加え、若年層への支援や地域精神保健医療福祉体制、経済・生活面を含む包括的な支援に関する視点を取り入れ、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望をもって暮らすことのできる地域社会の実現を目指している。

当センターでは、推進計画を基本として、自殺対策医療連携事業をはじめ、産業保健と連携した講演会や図書館キャンペーンなどの普及啓発事業、ゲートキーパー養成研修等、様々な事業を展開し自殺対策への取り組みを推進している。

２　自殺対策医療連携事業（ＧＰＥネット※事業）

※General physician　Psychiatry　Emergency medicine　Network

本市では、市内医療機関と連携し、自殺未遂者等への支援の取組みとして、平成２２年１０月１日より「さいたま市自殺対策医療連携事業（ＧＰＥネット事業)」を実施している。

（１）目的

自殺未遂者やうつ病患者等を救急医療機関、かかりつけ医及び行政相談機関から精神科病院又は精神科診療所へ紹介する体制を整備することにより、自殺未遂者へ適切な精神科医療の提供及びうつ病患者の早期発見と早期治療を図り、もって市の自殺対策に寄与することを目的とする。

（２）事業内容

	病院連携事業	診療所連携事業	自殺対策医療連携事業 連絡調整会議
目的	救急医療機関と精神科医療機関の医療連携	迅速な精神科医療の提供	事業の円滑な遂行と、救急医療機関・かかりつけ医と精神科医療機関の連携を推進
内容	平日、曜日毎の輪番制 (9 時～17 時) 精神保健指定医の待機・空床確保・外来診療・必要時入院治療	1 か月単位、平日の輪番制 (平日の診療時間内で、新患者枠を確保) 外来診療	概ね年 2 回の開催 委員：医師会代表(4名) 救急告示医療機関代表(4名) 精神科病院代表(6名) 精神科診療所代表(3名)
対象者	・市内救急告示医療機関に搬送された自殺未遂者 ・診療所連携事業で入院が必要と判断された患者等	かかりつけ医に受診または、行政相談機関に相談のあった自殺念慮のある患者等	

（3）事業実績

① 受理件数 （単位：件）

内容	相談	事業利用	問合せ	その他	合計
件数	39	50	2	1	92

② 事業利用機関 （単位：件）

機関種別	利用件数
救急医療機関	17
かかりつけ医	0
一般医療機関	1
精神科病院	0
精神科診療所	0
保健所	3
各区保健センター	7
当センター	22
その他	0
合計	50

③ 調整結果 （単位：件）

調整先	調整の結果	件数
精神科病院	医療保護入院	11
	任意入院	4
	応急入院	0
	外来継続	5
	外来診察終了	4
	来院せず	0
	他機関紹介	0
	その他	10
精神科病院への調整合計		34
精神科診療所	外来継続	11
	外来診察終了	1
	来院せず	0
	輪番精神科病院紹介	0
	その他	4
精神科診療所への調整合計		16
総合計		50

④　アウトリーチ件数（述べ件数）

ＧＰＥネット事業利用者の方への病棟への面会及び家庭訪問、電話連絡、また、受診を調整したが医療機関に受診されなかった方に対し、電話連絡等の継続支援を行っている。

（単位：件）

電話			面接	訪問			通信		ＣＣ	
本人	家族	関係機関	来所面接	病棟への面会	家庭訪問	同行受診	手紙	メール	所内	関係機関
12	15	160	6	5	9	4	1	0	35	5

（４）自殺対策医療連携事業連絡調整会議

①　目　　的：関係医療機関の連絡調整、当該事業の円滑な遂行のための意見交換を目的とする

②　委　　員：医師会代表（４名）、救急告示医療機関代表（４名）、
精神科病院代表（６名）、精神科診療所代表（３名）

③　事 務 局：こころの健康センター

④　開催状況

開催日	７月２８日（木）	１月１９日（木）
会　場	オンライン会議	
議　事	１　さいたま市における自殺の状況（報告） ２　さいたま市自殺対策医療連携事業実績（報告） ３　コロナ禍における取組について ４　コロナ禍を受けた保健・医療・福祉をめぐる環境や連携体制の変化、現状と課題について	１　自殺対策に関する国の動向と市の自殺対策推進計画について（報告） ２　さいたま市自殺対策医療連携事業実績（報告） ３　さいたま市自殺対策医療連携事業要綱の改訂について

３　普及啓発

（1）「自殺予防週間」の事業（９月）

事業名	内　容	日　時
図書館キャンペーン ※再掲	下記(４)を参照	9 月 6 日（火） ～9 月 20 日（火）
うつ病家族教室 ※再掲	５　グループ事業を参照	9 月 3 日（土） 9 月 17 日（土）
SNS を活用した広報啓発	本市公式ツイッターを活用し、自殺予防週間や各種相談窓口の周知	9 月 9 日(金)

（2）「自殺対策強化月間」の事業（３月）

事業名	内　容	日　時
図書館キャンペーン ※再掲	下記(４)を参照	3 月 4 日（土） ～3 月 19 日（日）
SNS を活用した広報啓発	本市公式ツイッターを活用し、自殺対策強化月間や各種相談窓口の周知	3 月 1 日(水)

（3）産業保健と連携した講演会

第３章　普及啓発　３　自殺対策に関する普及啓発　参照

（4）図書館キャンペーン

自殺対策普及啓発事業の一環として、市民に幅広く、自殺の現状やその予防について理解を深めていただくことを目的に、「自殺予防週間」、「自殺対策強化月間」に合わせて、自殺予防に関連したパネルや図書を展示した。加えて、令和４年度は、市立岩槻駅東口図書館で新規に実施した。また、近年の自殺の動向をふまえて、子ども・若者や女性に向けた情報発信を強化して実施した。

実施期間	9 月 6 日(火) ～9 月 20 日（火）	12 月 13 日(火) ～12 月 28 日（水）	3 月 4 日(土) ～3 月 19 日(日)
場　　所	市立中央図書館	市立岩槻駅東口図書館	市立大宮図書館
内　　容	自殺予防や依存症等に関連したパネルや書籍の展示。普及啓発用カードやリーフレットの設置。	自殺予防や依存症等に関連した書籍の展示。普及啓発用カードやリーフレットの設置。	自殺予防や依存症等に関連した書籍の展示。普及啓発用カードやリーフレットの設置。

４　研修

第２章　教育研修　２　研修詳細　（４）自殺対策関連研修　参照

５　グループ事業

働く世代のためのうつ病家族教室

<table>
<tr><td>目　的</td><td colspan="3">自殺対策普及啓発事業の一環として、うつ病患者の家族を対象に、うつ病の適切な理解と対応を周知することにより、患者本人及び家族のメンタルヘルスの向上を図る。</td></tr>
<tr><td>対　象</td><td colspan="3">うつ病で治療中の方の家族　定員 20 人（さいたま市在住・在勤）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業概要</td><td colspan="3">2 回 1 クール、年 1 回土曜日に開催。1 回 2 時間半で、講義とグループワークを行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">日程</td><td>内　容　・　講　師</td></tr>
<tr><td>第 1 回</td><td>9 月 3 日
（土）</td><td>講義 1「うつ病を知ろう～急性期から回復期まで～」
講義 2「職場復帰のポイントを知ろう」
講師　　浦和神経サナトリウム
　　精神科産業医　成島　直紀　氏
グループワーク</td></tr>
<tr><td>第 2 回</td><td>9 月 17 日
（土）</td><td>講義「家族対応への不安を解消～家族のチカラで共に歩くために～」
講師　生活支援センター夢の実　公認心理師　土井　聖子　氏
グループワーク</td></tr>
<tr><td>参加人数</td><td colspan="3">延べ 27 人</td></tr>
</table>

６　自殺対策関連 個別相談会

（1）さいたま市暮らしの困りごとと、こころの総合相談会

目　　的	借金・多重債務・失業等の生活の困りごと（法律相談）と、それに伴って生じるこころの健康問題を同時に相談できる総合相談会を開催することで、自殺につながる諸要因の解消・軽減と、こころの健康問題への早期対応をすることを目的とする。
対　　象	生活の困りごとやこころの健康問題を抱えるご本人やご家族（さいたま市在住または在勤）
事業概要	日曜日（13 時～17 時）に開催（年 6 回） 弁護士、司法書士、精神保健福祉士等の専門相談員による個別相談会を実施
相談件数	相談件数　50 件 生活の困りごと：31 件（うち、こころの健康相談同時対応：17 件） こころの健康に関すること：19 件

（2）「暮らしとこころの総合相談会」（埼玉県委託事業）への職員派遣

埼玉県が「夜明けの会（多重債務被害者の会）」に事業委託し、法律・生活・こころの健康などの複合的な問題に対応した相談会を実施している（会場：ＪＡＣＫ大宮）。令和４年度は 11 回、当センターの職員を派遣した。

７　若年層対策事業

第 10 章　子どもの精神保健相談室　参照

第７章　依存症対策事業

１　概要

依存症に関する相談については、通常の精神保健福祉相談としてご本人やご家族からの相談に対応しているほか、平成２７年度から市報等で広報し依存症特定相談日を設け、「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に関する個別相談会」を開催している。

また、家族向けのグループ事業や関係機関との連携強化・人材育成を目的とした研修の実施、関係機関へのコンサルテーション、講師派遣、市民への普及啓発等、様々な事業を展開している。

なお、当センターは平成３０年１０月からさいたま市依存症相談拠点機関に選定されている。

２　個別相談

（１）「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に関する個別相談会」（依存症関連問題等特定相談事業）

目　　的	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つご本人やご家族、その支援者に対し、回復に向けての助言や情報提供、その他必要な支援を行い、相談者のメンタルヘルスの向上を図ることを目的とする。
対　　象	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つご本人やご家族、その支援者
事業概要	依存症関連問題の啓発及び相談窓口の周知のため、専門相談員による個別相談会を年８回（9 時～17 時）実施。
相談件数	実件数　21 件／延べ件数　21 件 （アルコール：16 件、薬物：0 件、ギャンブル：3 件、その他：2 件）

（２）肥前式アルコール問題初期介入プログラム（ＨＡＰＰＹプログラム）

平成２３年度より、独立行政法人国立病院機構　肥前精神医療センターの杠岳文先生が開発したアルコール問題のある方に対する早期介入プログラムを実施している。平成２３年度～平成２５年度までは集団、平成２６年度以降は個別相談にて実施している。

令和４年度は５人の方を対象に実施した。（延べ面接回数１３回）

３　グループ事業

（1）依存症家族教室

目　　的	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つ方のご家族が、依存症についての正しい知識や、本人への適切な対応方法を知り、グループワークを通して、本人及び家族自身も回復に向かうことが出来るよう支援することを目的とする。
対　　象	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つ方のご家族 定員 10 名 ※1
事業概要	前期 5 月～7 月　後期 10 月～12 月　※第１木曜日　13 時 30 分～15 時 30 分 3 回 1 クール、年 2 クール実施 前半は講義、後半にグループワークを実施 第１回　依存症と回復について 第 2 回　家族の対応、境界線について 第 3 回　回復者・家族からの体験談
参加人数	延べ　49 人

※１新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、定員を２０名から１０名に縮小し実施

（2）依存症家族グループ

目　　的	依存症家族教室を修了した家族を対象に、学んだ内容への理解を深め、日常場面で活用できる力を向上させる機会や、同じ立場にある家族同士の分かち合い、情報交換ができる場を継続的に提供することで、家族をエンパワーメントしていくことを目的とする。
対　　象	当センターが実施した依存症家族教室に原則全３回参加し、引き続きグループ参加を希望するアルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つ方のご家族 定員 8 名
事業概要	4 月～3 月　※第 2 木曜日　13 時 00 分～14 時 30 分 ・感情や境界線について ・上手に気持ちを伝える ・本人の段階に応じた関わりかた などをテーマに話し合い、必要時、家族から出た話題に沿って、資料を参考に心理教育を行う。3 月は当事者による体験発表を行った。
参加人数	延べ　37 人

４　普及啓発

（1）図書館キャンペーン

「アルコール関連問題啓発週間」に合わせ、アルコール関連問題の現状やその予防について啓発することを目的とし、実施した。

実施期間	11 月 8 日（火）～11 月 20 日（火）
場　　所	市立中央図書館
内　　容	アルコール依存症に関連したパネルや書籍の展示

（2）市内警察署（生活安全課）との意見交換

アルコール問題のある本人やその家族等が、警察介入時に依存症に関する情報提供を受けることで、相談や治療に繋がる機会が増えることを目的に、市内警察署（生活安全課）７か所を訪問し、パンフレット配布の協力を依頼した。

（3）出前講座の実施

「お酒との上手なつきあい方」をテーマに、飲酒がもたらす影響や適正飲酒、アルコール依存症に関する基礎知識を学ぶ市民向け講座を市広報課にエントリーし、令和４年度は市内公民館２か所から依頼があり、出前講座を実施した。

（4）パンフレットの作成・配布

アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症について、症状や治療、家族の対応などをまとめた「『依存症』ってなに？～治療・関わり方のヒント～」を新たに作成した。

作成したパンフレットは相談に活用するほか、庁内及び庁外関係機関に配布するとともに、ホームページに掲載した。

５　研修

第２章　教育研修　２　研修詳細　参照

６　技術指導及び技術援助

（1）　さいたまマック事例検討会

アルコール依存症リハビリテーションセンター「さいたまマック」への技術援助として、隔月で開催される関係機関ケースカンファレンスに職員１～２名を派遣した。

（2）　埼玉ダルクケース会議

薬物依存症リハビリテーションセンター「埼玉ダルク」への技術援助として、隔月で開催されるケース会議に職員１～２名を派遣した。

７　地域連携

（1）　さいたま市アルコール関連問題ネットワーク会議

市内のアルコール関連問題に対する情報や課題を担当者間で共有し、関係機関が密接な連携を図り、依存症者に対する包括的な支援を実施することを目的に標記会議を設置し、７月２８日（水）に開催した。（参加機関：１１機関）

第８章　ひきこもり対策推進事業

１　概要

内閣府が実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和４年度調査）によると、広義のひきこもりは推計１４６万人いるとされる。人口比にすると、本市には約１．７４万人のひきこもりの方がいると推計される。ただし、ひきこもりとなった理由に、５人に１人は新型コロナウイルスの流行を挙げ、コロナ禍での社会環境の変化が背景にあることを伺わせる結果となった。

平成２１年に厚生労働省において「ひきこもり対策推進事業」が創設された。この事業は、各都道府県・指定都市に、ひきこもりに特化した第１次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を整備するものである。当センターでは、以前よりひきこもり支援に取り組んできたが、支援をさらに充実させることを目的に、平成２５年１月７日に「さいたま市ひきこもり相談センター」を開設した。

平成２６年度には、ひきこもりサポーターを養成するリレートサポーター養成研修を行い、平成２７年度からリレートサポーター訪問等事業を開始している。

２　ひきこもり相談センター

ひきこもり相談センターでは、電話・来所・メールによる相談を行っており、必要に応じて関係機関への技術支援や家庭訪問なども行っている。また、不登校・ひきこもりの本人、家族向けにグループ活動も実施している。

電話相談は、開庁日の火曜日及び金曜日の９時から１７時までとしている。

※以下の件数は、こころの健康センター内設置のひきこもり相談センター（開庁日の火曜日及び金曜日の９時から１７時まで）における相談件数を計上。こころの健康センター全体のひきこもり相談件数については、Ｐ２６衛生行政報告例に計上している。

相談件数　延べ２４７件

（１）相談方法　（単位：件）

電　話	242	メール	4
来　所	1	手紙・ＦＡＸ	0
その他	0		
合　計			247

（２）対象者性別　（単位：件）

男　性	155	不　明	8
女　性	76	その他	8
合　計			247

（3）対象者年代　（単位：件）

学童期（6～9 歳）	1	50 代	20
10 代	54	60 歳以上	7
20 代	70	不明	22
30 代	28	その他	7
40 代	38		
合　計		247	

（4）相談者　（単位：件）

本人	57	医療機関	1
父・母	136	地域包括支援センター	2
子ども	2	障害福祉サービス事業所	1
配偶者	2	ひきこもりサポートセンター	2
兄弟姉妹	22	民生委員・児童委員	1
祖父母	4	知人	2
その他親戚	6	その他・不明	5
福祉事務所	4		
合　計		247	

（5）相談経路　（単位：件）

家族・親類	3	障害福祉サービス事業所	2
保健所・保健センター	3	ひきこもりサポートセンター	2
福祉事務所	15	警察	1
児童相談所	1	民生委員	1
市役所内の他部署	1	知人	5
なんでも若者・子ども相談	1	パンフレット・市報	13
シニアサポートセンター	4	インターネット	103
医療機関	8	再利用	43
学校・職場	6	不明・その他	35
合　計		247	

（６）相談種別　　（単位：件）

ひきこもり	144	その他	62
不登校	41	不明	0
合　計			247

（７）相談内容　　（単位：件）

外出できない	25	ゲーム・ネットの問題	3
昼夜逆転している	4	食行動の問題	0
仕事に関する相談	35	性に関する相談	0
学校生活に関する相談	21	社会復帰(福祉的就労)	7
進路・進学に関する相談	7	受診・医療に関する相談	16
親亡き後の生活	10	支援機関の紹介希望	4
精神症状に関する相談	8	発達障害に関する相談	2
認知機能の低下に関する相談	0	うつに関する相談	1
性格・対人関係	4	自殺関連	1
家族との接し方	45	法律・制度に関する相談	1
周囲への暴力・迷惑行為	6	日常生活	7
非行(反社会的)	0	話を聞いて欲しい	13
アルコール問題	1	問い合わせ	16
薬物問題	0	その他	3
ギャンブル問題	1	不明	6
合　計			247

（８）病態　　（単位：件）

器質性精神障害	0	成人の人格および行動の障害	1
精神作用物質使用	0	知的障害	1
統合失調症	8	心理的発達の障害	11
気分障害	21	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	0
神経症性障害，ストレス関連障害および身体表現性障害	13	不明	102
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	4	未受診	86
合　計			247

（９）処遇

（単位：件）

精神保健福祉相談面接予約	47	こころの電話	3
子どもの精神保健相談室面接予約	2	なんでも若者・子ども相談	0
精神保健福祉相談電話紹介	10	障害者生活支援センター	10
子どもの精神保健相談室電話紹介	1	地域包括支援センター	0
継続電話相談	11	学校	1
助言終了	85	障害者福祉サービス	0
主治医へ	14	就労支援機関	3
医療機関の案内・すすめ	11	若者自立支援施設	3
保健所	1	県立精神保健福祉センター	3
保健センター	0	ひきこもりサポートセンター	5
発達障害者支援センター	0	警察(少年サポートセンター含)	0
福祉事務所	4	自助グループ	2
児童相談所	0	民間相談室 ・カウンセリングルーム	2
教育相談	11	その他の機関	1
男女共同参画相談室	0	連絡・報告を受ける	12
市役所の他部署	0	その他	5
合　計			247

３　グループ事業

（1）ひきこもり親の会

<table>
<tr><td>目　的</td><td colspan="3">ひきこもり状態を呈した子がおり、共通の悩みを抱える家族を対象に、グループワークを通した心理教育的アプローチを行うことにより、家族の不安や負担を軽減するとともに、本人に関わる援助者としての家族の力を高める。</td></tr>
<tr><td>対　象</td><td colspan="3">ひきこもり状態にある子の問題について、当センターで個別相談を継続しており、参加を希望する方でグループ担当者が適当と認めた方。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">事業概要</td><td colspan="2"></td><td>内容　・　話題提供者</td></tr>
<tr><td rowspan="5">1クール
5回</td><td>第1回</td><td>オリエンテーション(ＧＨＱ※、ＦＩＴ※)
「今起きている問題について考えてみよう」
講師　保健師</td></tr>
<tr><td>第2回</td><td>「ひきこもりの背景－精神医学的視点から－」
講師　医師</td></tr>
<tr><td>第3回</td><td>家族の対応
「家族の関係を振り返ってみよう」
講師　精神保健福祉士</td></tr>
<tr><td>第4回</td><td>ひきこもり経験者と家族による体験談</td></tr>
<tr><td>第5回</td><td>全体のまとめ</td></tr>
<tr><td>参加人数</td><td colspan="2">延べ37人</td></tr>
</table>

※ ＧＨＱ：精神健康調査、ＦＩＴ：家族イメージ法（以下、表中において同じ）

（2）コレッタ・ひととき（ひきこもり思春期・成人期グループ）

<table>
<tr><td>目　　的</td><td>10代後半から概ね30代までの、不登校やひきこもりにより、就学や就労等が難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要な方、社会的なスキルを身に付ける機会が必要な方等を対象に、日常生活における様々なスキルを身に付けることを目的として実施する。</td></tr>
<tr><td>対　　象</td><td>10代後半から概ね30代までの不登校やひきこもり等の状態の者で、当センターにて継続して個別面接を行っており、個別相談の担当者とグループの担当者が適当と認めた者。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>月4回実施。くらし充実プログラム(マナー講座・調理プログラム等)と、リフレッシュプログラム(ゲーム・スポーツ・季節のイベント等)を行っている。内容については、参加者の要望等をふまえて決定している。</td></tr>
<tr><td>参加人数</td><td>計43回開催　延べ187人</td></tr>
</table>

（3）コレッタ・ひととき（クラブ活動）

目　　的	10 代後半から概ね 30 代までの、不登校やひきこもりにより、就学や就労等が難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要な方、社会的なスキルを身に付ける機会が必要な方等を対象に、「コレッタ・ひととき」グループ活動終了後に、コミュニケーションを図りながら、体力づくりや集中力向上等を目的としたクラブ活動を実施する。
対　　象	10 代後半から概ね 30 代までの不登校やひきこもり等の状態の者で、「コレッタ・ひととき」グループを利用している者のうち、クラブ活動への希望がある者。
事業概要	「コレッタ・ひととき」グループ活動の開催に合わせて実施する。体力づくり（スポーツ）、集中力向上（書道・描画）等、適宜参加者からの要望等をふまえて決定している。
参加人数	計 23 回開催　延べ 22 人

（4）コレッタ・ひととき（ステップアッププログラム）

目　　的	10 代後半から概ね 30 代までの、不登校やひきこもりにより、就学や就労等が難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要な方、社会的なスキルを身に付ける機会が必要な方等を対象に、自立した生活に必要なスキルを習得するなど社会参加を促進するため、ボランティア体験や就労支援施設見学等を行う「ステップアッププログラム」を実施する。
対　　象	10 代後半から概ね 30 代までの不登校やひきこもり等の状態の者で、「コレッタ・ひととき」グループを利用している者のうち、ステップアッププログラムへの参加希望がある者。
事業概要	年 3 回実施。マナー講座・メイクアップ講座などの受講。若者自立支援センター・地域若者サポートステーション等の見学。児童福祉施設や老人福祉施設等におけるボランティア活動などを実施する。
参加人数	計 3 回開催　延べ 8 人

（5）コレッタ・ひととき（ファーストステッププログラム）

目　　的	10 代後半から概ね 30 代までの、不登校やひきこもりにより、就学や就労等が難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要な方、社会的なスキルを身に付ける機会が必要な方等で、集団への最初の導入として参加のしやすいグループ活動を行う「ファーストステッププログラム」を実施する。
対　　象	10 代後半から概ね 30 代までの不登校やひきこもり等の状態の者で、「コレッタ・ひととき」グループの利用を考えている者のうち、ファーストステッププログラムへの参加希望がある者。
事業概要	年 3 回実施。テレビゲーム、ボードゲーム等や卓球、バドミントン等のスポーツを実施する。
参加人数	計 3 回開催　延べ 7 人

４　リレートサポーター養成研修

目　的	不登校・ひきこもりの本人及び家族を支援するリレートサポーターの養成のため、ひきこもり全般に関する知識や本人及び家族への関わり方等を学んでもらうことを目指す。	
対　象	ひきこもり対策連絡協議会委員(又は委員の所属機関)から推薦を受けた方、大学からの推薦がある近隣大学生等。	
日　程	12 月 17 日（土）	
事業概要	内　容	
	1	講義　「ひきこもりとは」 講師　保健師
	2	講義　「ひきこもりと精神疾患」 講師　医師
	3	講義　「関係の作り方」 講師　ひがメンタルクリニック 臨床心理士　森本　佳代　氏
	4	講義　「ひきこもり相談センターについて」 「リレートサポーターについて」 「サポーター倫理」 講師　精神保健福祉士 2 名、心理 1 名
	5	サポーター活動報告 講師　リレートサポーター2 名
参加人数	延べ 19 人	

５　リレートサポーター訪問等事業

目　的	社会参加に向けて、ひきこもり本人及び家族を支援する。
対　象	当センターでひきこもりに関する継続相談をしており、派遣を希望している方。
派遣内容	本人への派遣：自宅への訪問や当センターの面接室にて、会話や学習支援、SST など。 相談機関や居場所等への外出同行など。 家族への派遣：家族の話を聞く、本人の様子を聞くなど。 グループ支援：当事者グループへの参加。 ※本人、家族への派遣については、月 1～2 回程度の派遣とする。
派遣回数	延べ 96 回

６　リレートサポーターフォローアップ研修

<table>
<tr><td>目　的</td><td colspan="3">リレートサポーターの活動状況の報告や、必要な知識及び技能を習得すること。</td></tr>
<tr><td>対　象</td><td colspan="3">登録しているリレートサポーター</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業概要</td><td>開催日</td><td>内　容</td><td>参加者</td></tr>
<tr><td>8 月 26 日(金)</td><td>サポーターより活動状況報告
意見交換</td><td>5 人</td></tr>
<tr><td>12 月 19 日(月)</td><td>講義「支援者の関わりのポイント～思春期の心理の理解を通して～」
講師　心理
サポーターによる意見交換</td><td>4 人</td></tr>
</table>

７　普及啓発

（1）パンフレットの作成・配布

ひきこもり相談センターパンフレット（概要版）を２，０００部、ひきこもり本人の体験談「ひきこもり体験者からのメッセージ」を２，０００部、ひきこもり家族対応冊子「『ひきこもり』ってなに？～関わり方のヒント～」を２，０００部増刷した。これらに加え、ひきこもりパンフレット（本人向け）「ひきこもりＦｉｒｓｔ　Ｓｔｅｐ」、ひきこもりパンフレット（家族向け）「ひきこもりＦｉｒｓｔ　Ｓｔｅｐ～家族編～」、ひきこもり本人の体験談「ひきこもり体験者からのメッセージ」、ひきこもり家族の体験談「ひきこもり家族からのメッセージ」を庁内及び庁外の関係機関に配布した。

（2）ツイッターの配信

本市広報課公式ツイッターにひきこもり相談センターに関する情報を月１～２回配信した。

８　研修

第２章　教育研修　２　研修詳細　（６）ひきこもり地域支援研修　参照

９　ひきこもり対策連絡協議会

（１）**目的**：ひきこもり相談センターの設置にあたり、情報交換等の地域連携を図り、対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、関係機関からなる、さいたま市ひきこもり対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置した。

（２）**委員**：ひきこもり支援機関、フリースペース、就労支援機関、学校、教育関係機関等から 11 名

（３）**事務局**：当センター

（４）**開催状況**

開催日	1 月 23 日(月) 15 時 00 分～16 時 30 分
会場	子ども家庭総合センター
議　事	1　会長選任 2　委員所属機関活動報告 3　ひきこもり相談センター活動報告 4　ひきこもりに関する相談支援体制の充実をめざした取り組みについて

（５）**支援部会（ワーキンググループ）**

連絡協議会の下部組織として、児童・思春期支援部会及び成人期支援部会を設置し、協議会委員がそれぞれの支援部会に所属し、情報交換や事例検討などを実施している。

開催日	部　会	内　容
7 月 21 日(木)	児童・思春期 支援部会	1　関係機関からの情報提供 2　ひきこもり相談センター事業報告 3　普及啓発事業についての意見交換
7 月 25 日(月)	成人期支援部会	1　関係機関からの情報提供 2　ひきこもり相談センター事業報告 3　普及啓発事業についての意見交換 4　事例検討

第９章　子どもの精神保健相談室

１　概要

平成１９年７月１７日より、思春期を中心とした子どもの心の問題の相談窓口として「子どもの精神保健相談室」を開設した。電話と来所による相談を行っており、必要に応じて関係機関への技術支援や家庭訪問なども行っている。また、不登校等の子ども本人や、思春期の子どもがいる家族向けの心理教育などのグループ活動を実施している。

電話相談は、開庁日の火曜日及び金曜日の９時から１７時までとし、保健師・心理・精神保健福祉士等の相談員が配置されている。

対象は市内の小学４年生から中学３年生及びそのご家族、また対象年齢の子どもに関わっている関係機関であり、必要に応じて医療機関の紹介も行っている。

２　個別相談

（1）電話相談

①　対象者性別　　（単位：件）

男　子	217
女　子	254
不　明	25
その他	2
合　計	498

②　対象者年齢･相談者続柄　　（単位:件）

年　齢	乳幼児	15	相談者	親	379
	小学 1～3 年	29		祖父母・親類	14
	小学 4 年	35		学校･教相関係	38
	小学 5 年	60		児童相談所	6
	小学 6 年	85		保健所・保健センター	19
	中学 1 年	72		福祉事務所	12
	中学 2 年	95		医療機関	4
	中学 3 年	92		本人	15
	不明・その他	15		その他※	11
合　　計		498	合　　計		498

※その他（市役所、養護施設、知人、その他相談機関等）

③　相談経路　　（単位：件）

家族･親類	10	学校	115	教員	28
児童相談所	8			さわやか相談員 スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー	40
福祉事務所	19				
保健センター	26				
保健所	6			他学校関係者	5
養護施設	0			教育相談室・ 特別支援教育相談センター	19
市報・パンフレット	8				
インターネット・本	148			指導２課	0
なんでも子ども・若者相談窓口 (子ども家庭総合センター内)	16			学校配布物	23
		医療機関	40	県立精神医療センター	3
他相談機関・その他	60			療育センターひまわり・さくら草	1
不明	41			その他医療機関	37
合　計					498

④　相談内容　　（単位：件）

学校に行けない	81	強迫症状	7
家族の接し方	60	食行動の問題	7
本人の性格・対人関係	7	睡眠の問題	3
発達障害に関する悩み	10	不安が強い	25
奇異な言動	10	イライラしている	25
性の問題	11	落ち込んでいる・抑うつ的	4
医療機関の情報提供	59	情報が欲しい	31
自殺関連	20	話を聴いてほしい	21
ゲーム・携帯・ＰＣの問題	28	問い合わせ	10
身体症状がある	6	その他	44
自傷行為	29		
合　計		498	

⑤　病態　　（単位：件）

精神障害群	6	知的・発達障害　疑い	51
気分障害群	6	摂食障害	5
発達障害	38	問い合わせ・その他	21
知的障害	4	不明	367
合　計		498	

⑥　処遇　　（単位：件）

相談予約･すすめ	72	保健所へ	1
継続電話相談	69	児童相談所へ	9
助言終了	156	警察関係へ	1
主治医へ	4	福祉事務所へ	4
医療機関の案内	74	福祉事務所以外の市役所へ	2
学校へ	29	県立精神医療センターへ	1
教育相談室へ	26	その他の機関へ	13
特別支援教育相談センターへ	2	連絡・報告を受ける	17
各区保健センターへ	3	その他(講演依頼など)	15
合　計			498

（２）面接・継続相談　　（実数１０９件、うち本人面接８０件）　　（単位：件）

面接	999	メール	159
電話	661	手紙	29
訪問	27		
合　計			1,875

（３）コンサルテーション・カンファレンス　　（単位：件）

カンファレンス（来所・出張）	17
個別相談（来所・電話・メール等）	181
地域会議（要保護児童対策地域協議会など）への出席	72
研修講師	6
合　計	276

３　グループ事業

（１）コッコロンｖｉｌｌａｇｅ（子どもグループ）

目　　的	学校などの教育機関等へ行くことが難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要と思われる子どもたちを対象に、自宅以外の活動場所や居場所を提供し、子どもたち同士が安全に触れ合い、主体性や自主性を養うことを目的とする。
対　　象	当センターで継続的に個別面接を行っており、個別相談担当者とグループ担当者が適当と認め、保護者の同意が得られた（小学４年生から中学３年生の）子ども。
事業概要	計 46 回開催：月曜（当センターで定める日）13 時～16 時 内容：フリープログラム、季節のイベントなど
参加人数	延べ　146 人

（2）思春期親の会コッコロン（思春期の子どもがいる親のグループ）

<table>
<tr><td>目　的</td><td colspan="3">小学4年生から高校生の子を持ち共通の悩みを抱える親たちを対象に、グループワークを通した心理教育的アプローチを行うことにより、参加者がエンパワメントされ、家族機能が高まることを目的とする。</td></tr>
<tr><td>対　象</td><td colspan="3">思春期にある子の問題について、当センター、若しくは市内相談機関にて継続相談中であり、グループが適当と認めた方。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">事業概要</td><td colspan="3">年1クール(5回コース開催)、月1回(水曜日)13時30分～15時30分
内容：講義・グループワーク、スタッフ：心理・精神保健福祉士</td></tr>
<tr><td colspan="2">日　程</td><td>内　容　・　講　師</td></tr>
<tr><td>第1回</td><td>9月7日(水)</td><td>講義　「ＦＩＴ作成」「思春期の心理について」
講師　心理</td></tr>
<tr><td>第2回</td><td>10月12日(水)</td><td>講義　「思春期に現れやすい精神疾患について」
講師　子ども家庭総合センター　参事
医師　加藤 郁子</td></tr>
<tr><td>第3回</td><td>11月9日(水)</td><td>講義　「家族の関係性を振り返ってみよう」
講師　精神保健福祉士</td></tr>
<tr><td>第4回</td><td>12月14日(水)</td><td>講義　「子どもと上手に関わるためのポイント」
講師　精神保健福祉士</td></tr>
<tr><td>第5回</td><td>1月11日(水)</td><td>講義　「ＦＩＴ作成」まとめ＆交流会
講師　心理・精神保健福祉士</td></tr>
<tr><td>参加人数</td><td colspan="3">延べ　21人</td></tr>
</table>

（3）思春期編　発達の課題がある子どもたち　～家族のための勉強会～

<table>
<tr><td>目　的</td><td colspan="3">発達障害(疑いも含む)の子どもがいる保護者に対して、知識の提供と、グループワークを通した、心理教育的アプローチを行うことにより、参加者がエンパワメントされ、家族機能が高まることを目的とする。</td></tr>
<tr><td>対　象</td><td colspan="3">当センター、若しくは市内相談機関にて継続相談中であり、発達障害(疑いも含む)の思春期の子どもがいる保護者。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">事業概要</td><td colspan="3">年 4 回開催：10 時～12 時
内容：講義・グループワーク、スタッフ：精神保健福祉士・心理</td></tr>
<tr><td colspan="2">日　程</td><td>内　容　・　講　師</td></tr>
<tr><td>第 1 回</td><td>7 月 13 日(水)</td><td>講義　「家族の対応のヒント」
講師　福祉部　障害者総合支援センター
発達障害者支援係
主任（心理）保谷 直晴</td></tr>
<tr><td>第 2 回</td><td>9 月 14 日(水)</td><td>講義　「思春期の発達障害について」
講師　子ども家庭総合センター　参事
医師　加藤 郁子</td></tr>
<tr><td>第 3 回</td><td>11 月 16 日(水)</td><td>講義　「思春期の性」
講師　視覚発達支援センター学習支援室
柳下 記子　氏</td></tr>
<tr><td>第 4 回</td><td>1 月 18 日(水)</td><td>体験談発表「先輩保護者の話」
講師　埼玉親の会「麦」先輩保護者</td></tr>
<tr><td>参加人数</td><td colspan="3">延べ　33 人</td></tr>
</table>

４　親子関係改善プログラム

ＣＡＲＥ(Child-Adult Relationship Enhancement)

目　的	心理教育的介入プログラム「ＣＡＲＥ」を相談者向けに行い、親子関係の改善を図ると共に、支援者が「ＣＡＲＥ」を実践できるよう支援していく。
事業概要	専門職向けワークショップ(市職員・教員)　1 回実施
参加人数	市職員・教員対象ＣＡＲＥワークショップ　計 30 人

５　子どもの心理教育プログラム

（１）機能不全家族の中にいる子ども向け心理教育事業（サバイバーキッズプログラム）

本事業は、子ども家庭総合センターにおける、専門相談機関等の横断的な支援プログラムおよび支援方法の構築を目的としたワーキングループの事業の一環として、実施した。

<table>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">機能不全家族の中にいる子どもに対して、グループワークにより以下の効果を目的とした心理教育を実施する。
①　機能不全家族について、子どもが発達段階に合わせた形で理解する
②　家族の問題行動について、子どもには責任がないことを理解する
③　子どもが「ひとりじゃない」と思える
④　子どもが相談してもよいと思える
⑤　子どもが自分の感情を大切にしてよいことを学ぶ</td></tr>
<tr><td>対　　象</td><td colspan="3">機能不全家族の中で育つ子ども（小学生～中学生まで）のうち、以下の条件に当てはまる者。
①　当センター及び関係機関の支援者が継続的に支援を行っている子ども
（ただし、行動化の激しい事例、身体及び性的虐待が現在も行われている事例は除く。）
②　子どもの親の治療等が安定している
③　グループワークに参加できる子ども
※児童養護施設、里親等で親から離れた環境で生活をしている子どもを含む</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業概要</td><td colspan="2">日　程</td><td>内　容</td></tr>
<tr><td>第１回</td><td>7 月 21 日
（木）</td><td>・紙芝居「ボクの冒険のはじまり」
・勉強会「機能不全家族」
「気持ちいろいろ」
「気持ちの水槽づくり」
・レクリエーション</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>12 月 26 日
（月）</td><td>・紙芝居「ボクの冒険のはじまり」
・勉強会「機能不全家族」
「気持ちいろいろ」
「わたしの表彰状づくり」
・レクリエーション</td></tr>
<tr><td>教育研修</td><td colspan="2">「機能不全家族の中の子どもへの支援～サバイバーキッズプログラムを体験してみよう～」
（第２章　教育研修　参照）</td></tr>
<tr><td>参加人数</td><td colspan="3">グループワーク参加者　延べ　19 人（子ども　11 人　支援者　8 人）</td></tr>
</table>

６　研修

第２章　教育研修　２　研修詳細　参照

７　普及啓発

パンフレットの作成・配布

若年層自殺対策における心理教育を目的としたチラシ「きもちあれこれ」を 5,500 部、「happy リスト」を 5,500 部増刷した。

また、思春期精神保健に関する心理教育を目的としたチラシ「こころの元気度」を 5,500 部増刷した。

作成したチラシは研修の機会等において、庁内及び庁外関係機関に配布するとともに、ホームページに掲載した。

第１０章　精神医療審査会に関する事務

１　概要

精神医療審査会は、精神保健福祉法第１２条及び第５１条の１２に基づき設置している機関である。この審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行っている。

（１）業務内容

①　書類審査

精神科病院の管理者から市（保健所）に届け出または報告される下記の書類について、精神保健福祉法第３８条の３第２項に基づき当該入院の必要があるかどうか審査を行う。

・医療保護入院者の入院届

・措置入院者及び医療保護入院者、任意入院者の定期病状報告書

②　退院請求・処遇改善請求に係る審査

精神科病院入院者またはその家族等から退院請求または処遇改善請求があったときに、精神保健福祉法第３８条の５第２項に基づき当該入院の必要があるかどうかや処遇が適当かどうか審査を行う。

（２）精神医療審査会の構成

当市精神医療審査会は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（医療委員）９名、法律に関し学識経験を有する者（法律家委員）４名及び精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者（保健福祉委員）５名の１８名の委員（内８名予備委員）で構成されている。

審査案件は、医療委員３名、法律家委員１名及び保健福祉委員１名により構成する合議体において取り扱うこととなっており、本市では２合議体を設置している。

２　開催状況

（１）全体会議

精神医療審査会の運営に関し必要な事項等を協議するため、令和４年１１月に全体会議を開催した。

（２）合議体

案件の審査のため、合議体を下記のとおり開催した。

第１合議体　　１２回

第２合議体　　１２回

３　審査状況

（１）医療保護入院届・定期病状報告書　（単位：件）

件数・審査結果 / 届等の内容		審査件数	審査結果内訳			審査中
			現在の入院形態を継続	他の入院形態へ移行	入院継続不要	
医療保護入院届		1,003	1,003 (14)	0	0	14
定期病状報告書	任　　意	0	0	0	0	0
	医療保護	415	416 (2)	0	0	1
	措　　置	16	16 (2)	0	0	2
合　　計		1,434	1,435 (18)	0	0	17

※括弧内の件数は令和３年度末に審査中であった案件

※審査件数に令和３年度末に審査中であった案件の件数は含まない

（２）退院請求・処遇改善請求　（単位：件）

件数･審査結果 / 請求内容	請求件数	取下げ等	審査件数	審査結果内訳			審査中
				･現在の入院形態を継続 ･処遇は適当	･他の入院形態へ移行 ･処遇は不適当	入院継続不要	
退院請求	52	15	37	33 (2)	1	0	5
処遇改善請求	12	3	9	7	0		2
合　　計	64	18	46	40 (2)	1	0	7

※括弧内の件数は令和３年度末に審査中であった案件

※審査件数に令和３年度末に審査中であった案件の件数は含まない

第１１章　精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費(精神通院医療)支給の判定に関する事務

１　概要

当センターでは、さいたま市こころの健康センター条例第３条に基づき、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置し、専門的判定を行っている。

（１）業務内容

判定委員会は、以下の申請に係る判定を行っている。

① 障害者総合支援法（平成１８年４月１日施行）第５２条第１項に基づく、自立支援医療費（精神通院医療）支給

② 精神保健福祉法第４５条第１項の規定による精神障害者保健福祉手帳

（２）判定委員会の構成

判定委員会は、市内医療機関等の精神科医（精神保健指定医）９名以内で組織する。

判定案件の審査は合議体で取り扱うこととしており、現在、２合議体を設置している。

２　開催状況

案件の判定のため、合議体を以下のとおり開催した。

第１合議体　１２回

第２合議体　１２回

３　判定状況

（１）　精神障害者保健福祉手帳判定状況

（単位：件）

年　度	1 級	2 級	3 級	非該当	返戻	合計
令和２年度	248	1,716	2,738	19	399	5,120
令和３年度	270	1,904	3,230	29	588	6,021
令和４年度	226	1,729	3,556	32	603	6,146

（２）自立支援医療費（精神通院医療）支給判定状況

（単位：件）

年　度	承認	不承認	返戻	合計
令和２年度	8,471	8	485	8,964
令和３年度	11,980	7	814	12,801
令和４年度	15,346	6	867	16,219

（３）精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療費（精神通院医療）受給者数（参考）

（令和５年３月３１日現在／単位：人）

手　帳　所　持　者				公費負担受給者
1 級	2 級	3 級	合　計	
823	7,245	7,640	15,708	24,287

第１２章　こころの健康センター運営協議会

１　概要

こころの健康センター運営協議会（以下、協議会という）は、精神保健福祉の専門機関たる当センターに求められている地域のニーズの把握と、センター業務の適切かつ効果的な運営を図るため、年に１回開催している。

２　協議会の構成

協議会は、市内医療関係者（医師）４名で構成している。
※　市職員は事務局として協議会に出席

３　開催状況

（１）令和４年度開催状況

開催日	3 月 8 日(水)
会　場	子ども家庭総合センター
議　事	①　令和 4 年度こころの健康センター事業実績報告 ②　今後の運営に関する意見交換 ③　その他

（２）参考：過年度開催状況

開催日	平成 31 年 3 月 13 日(水)
会　場	子ども家庭総合センター
議　事	①　平成 30 年度こころの健康センター業務実績の概要報告 ・こころの健康センター事業報告 ・子どもの精神保健相談室について ・ひきこもり相談センター活動報告 ②　今後の運営に関する意見交換 ③　その他

※令和元年度、令和２年度及び令和３年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催せず、協議会委員には会議資料を送付した。

Ⅲ　資　料　編

さいたま市こころの健康センター条例

平成１４年１２月２６日
条例第１０３号
改正　平成 18 年３月 23 日条例第 12 号
平成 25 年12月 26 日条例第 46 号
平成 29 年12月 27 日条例第 63 号
平成 30 年３月 26 日条例第 23 号

（設置）

第１条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号。以下「法」という。）第６条第１項に規定する精神保健福祉センターとして、さいたま市こころの健康センター（以下「センター」という。）をさいたま市浦和区上木崎４丁目４番１０号に設置する。

（一部改正〔平成２９年条例６３号〕）

（業務）

第２条　センターは、法第６条第２項に定める業務のほか、市長が必要と認める業務を行う。

（判定委員会の設置等）

第３条　法第６条第２項第４号に定める事項を審査するため、センターに精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会（以下「判定委員会」という。）を置く。

２　判定委員会は、委員９人以内をもって組織する。

３　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　精神障害者の医療に従事する医師

⑵　センターの医師

４　判定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

５　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

６　判定委員会は、案件の審査に関し複数の合議体を置くことができる。

７　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

８　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

９　前各項に定めるもののほか、判定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（一部改正〔平成１８年条例１２号・３０年２３号〕）

（委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（一部改正〔平成３０年条例２３号〕）

附　則

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月２３日条例第１２号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２６日条例第４６号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置の原則）

２　次項から第９項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第12条の規定による改正後のさいたま市こころの健康センター条例第３条第３項の規定	交付
略	略

附則（平成２９年１２月２７日条例第６３号）

この条例は、平成３０年２月１３日から施行する。

附則（平成３０年３月２６日条例第２３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

さいたま市精神医療審査会運営要綱

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　審査会（第２条―第３条）
第３章　合議体（第４条―第９条）
第４章　退院等の請求（第１０条―第１９条）
第５章　定期の報告等（第２０条―第２４条）
第６章　その他（第２５条―第２７条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号。以下「法」という。）第１２条に基づくさいたま市精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第２章　審査会

（審査会の委員）

第２条　審査会の委員の定数は、２０人以内（予備委員を含む。）とする。

２　任期途中において、委員に変更があった場合、新たな委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（審査会の所掌事項）

第３条　審査会は、次の事項を扱う。

⑴　法第３８条の３第２項及び第３８条の５第２項並びに第３８条の２第３項の規定による審査を行うこと。

⑵　法第１４条２項の規定による合議体を構成する委員を定めること。

⑶　審査会の運営に関し必要な事項を定めること。

第３章　合議体

（合議体の設置）

第４条　審査会に、２合議体を設置し、それぞれ第１合議体、第２合議体と称する。

（合議体の開催）

第５条　合議体は、原則としてそれぞれ毎月１回開催するものとする。

２　委員の事故等により、当該合議体の議事を開催することができないと見込まれるときは、他の合議体の委員及び予備委員が出席することができるものとする。

（合議体の審査）

第６条　個別の案件の審査は、すべて合議体において取り扱う。

２　審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。

３　個別の案件の審査に関しては、原則として単一の合議体で審査を行う。

４　前項の規定に拘わらず、市長が審査会の審査結果を通知した後、患者等から当該審査のもととなった請求と同様の請求がなされ、かつ市長が再度審査会において審査する必要があると認めたときは、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができる。

（合議体の議決）

第７条　合議体の議決は、出席した委員（合議体の長を含む。）の過半数で決する。可否同数の場合は、次回の会議若しくは他の合議体において審査するものとする。

（関係者の排除）

第８条　合議体を構成する委員（以下「委員」という。）が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、当該審査に係わる議事に加わることができない。

⑴　委員が、当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者又は当該精神科病院に勤務（非常勤を含む。）している者であるとき。

⑵　委員が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医（以下「指定医」という。入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った指定医）であるとき。

⑶　委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。

⑷　委員が、当該患者の配偶者若しくは３親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。

２　議事に加わることのできない委員であるかどうかの確認については、次によるものとする。

⑴　前項⑴・⑵については、精神科病院の管理者又は指定医である委員について、あらかじめ所属先（あるいは診察を行っている）精神科病院の名称を申し出てもらい、市においてあらかじめ確認するものとする（合議体別に地域を分けて担当する等により、できるだけ議事に加わることができない委員が生じないように工夫するものとする。）。

⑵　前項⑶・⑷については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

３　委員は、第１項に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

４　審査会は、当該審査に当たって関係者である委員の属する合議体での審査を事前に可能な限り避けることに留意して、当該審査を行う合議体を定める等の配慮を行うこととする。

（審査の非公開）

第９条　合議体の審査は、非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。

第４章　退院等の請求

（退院等の請求の処理）

第１０条　請求者は、法第３８条の４に定める者及びその代理人とする。ただし、代理人は弁護士とするが、精神科病院に入院中の者が請求する場合で、弁護士を選任することが困難な場合は、弁護士でない者を代理人とすることができる。

２　退院等の請求は、書面を原則とする。ただし、精神科病院に入院中の患者が請求する場合で、当該患者が口頭（電話を含む。）による請求の受理を求めるときは、それを認めるものとする。

３　市長は、当該患者が当該病院に入院していること及び請求を行った者の意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けないよう配慮するものとする。また、代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。なお、請求者が家族等の場合は、入院に同意した家族等であるか確認することとする。

（事前手続き）

第１１条　市長は、退院等の請求を受理したときは、速やかに当該請求を受理した旨を請求者、当該患者及び病院管理者に対し、書面又は口頭により連絡するものとする。

２　市長は、次のとおり事前資料の準備を行うものとする。

⑴　市長は、当該患者に関する資料として、以下の書類のうち、請求受理の直近１年以内のものについては当該書類を合議体へ提出できるように準備するものとする。

ア　法第２７条に基づく措置入院時の診断書

イ　法第３３条第７項に基づく届出

ウ　法第３８条の２に基づく定期の報告

エ　法第３８条の４に基づく退院等の請求に関する資料

オ　当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料（実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など）

⑵　市長は、法第２０条の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判断が適正に行われているか、法第３３条１項の同意が適正に行われているか、同条第４項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、事前にチェックし、整理表を作成するなどにより、審査の便宜を図るものとする。

⑶　同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合や、家族等（精神保健福祉法第３３条第２項に規定する家族等をいう。以下同じ。）のうち複数から同一趣旨の請求がある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に十分整理しておくものとする。

（合議体での審査等）

第１２条　退院等の請求の審査を行う合議体は、法第３８条の５第３項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聴かなければならない。ただし、当該請求受理以前６ヶ月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要性が乏しいと認められるときは、この限りでない。

２　前項の意見聴取については次のとおり取り扱うものとする。

⑴　意見聴取は、合議体での審査に先だっておこなう。

⑵　意見聴取を行う委員は、原則として２名以上とするよう努めるものとし、少なくとも１名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。

⑶　当該請求に関しての意見聴取は、原則として面接のうえ、行うことが望ましいが、審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取した内容について、審査の円滑な運営ができるよう事前に十分整理しておくこととする。

⑷　合議体は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であっても、次の関係者の意見を聴くことができる。

ア　当該患者

イ　当該患者の家族等

⑸　面接の際に審査を行う委員は、意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに意見陳述の機会のあることを知らせなければならない。なお、精神科病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせなければならない。

⑹　代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。また、当該患者に代理人がいる場合で、代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち合いを認めなければならない。

⑺　意見聴取を行うに当たって、あらかじめ用紙を面接による意見聴取を受ける者に送付し、記載を求めることができる。

３　審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。

４　審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、精神科病院の管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録、医療保護入院者退院支援委員会審議記録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

（合議体の審査時における関係者からの意見聴取等）

第１３条　合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の関係者に対して意見を求めることができる。また、⑶及び⑷の者に対しては、報告を求めることができる。

⑴　当該患者

⑵　請求者

⑶　病院管理者又はその代理人

⑷　当該患者の主治医等

⑸　当該患者の入院に同意した家族等

（審問）

第１４条　合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の者に対して出頭を命じて審問することができる。

⑴　病院管理者又はその代理人

⑵　当該患者の主治医等

⑶　その他の関係者

（関係者の意見陳述）

第１５条　請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、第１２条による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りではない。ただし、当該患者に弁護士である代理人がおり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

（合議体での審査に関するその他の事項）

第１６条　合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には市長に対して、法第３８条の

６に基づく報告徴収等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同じこととする。

２　合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

（市長への結果の通知）

第１７条　審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次により結果を通知するものとする。

⑴　退院の請求の場合は、通知内容は次によるものとし、理由の要旨を付するものとする。

ア　引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められること。

イ　他の入院形態への移行が適当と認められること。

ウ　合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること。

エ　入院の継続は適当でないこと。

オ　合議体が退院の請求を認めない場合であっても、当該請求の処遇に関し適当でない事項があるときは、その処遇内容が適当でないこと。

⑵　処遇の改善の請求の場合は、通知内容は次によるものとする。

ア　処遇は適当と認めること。

イ　処遇は適当でないこと、又は合議体が求める処遇を行うべきこと。

２　審査会は、前項の審査結果について、退院請求の場合は、市長、当該患者が入院する精神科病院の管理者、及び当該患者の治療を担当する指定医に対し、処遇改善の場合は、市長に対して別途参考意見を述べることができる。

（市長の行う事後処理）

第１８条　市長は、第１２条１項及び同条第２項４号に規定する者に対して、速やかに審査の結果（請求者に対しては理由の要旨を付す。）及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

２　審査の資料及び議事内容の記録については、少なくとも５年間は保存するものとする。

３　合議体での審査の結果、退院等の請求が適当との判断がなされた場合、市長はおおむね１ヶ月以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。

（その他退院等の請求に関して必要な事項）

第１９条　退院等の請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により市長になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、審査会はそれにより審査を終了する。ただし、審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。

２　退院等の請求が市長になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。また、退院の請求には、現在受けている処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

３　市長は、請求を受理してからおおむね１ヶ月以内、やむをえない事情がある場合においてもおおむね３ヶ月以内に請求者に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。

４　処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第３６条又は第３７条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他患者の人権に直接係わる処置に関する請求以外の請求である場合には、前記手続きのうち、第１１条第２項、第１２条、第１３条、第１４条、及び第１５条を省略し、直ちに審査を行うことができる。

５　退院の請求がなされた場合においても、合議体における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を市長に通知するものとする。また、必要に応じて、当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の家族等と協議することができる。

６　市長は、精神科病院に入院中の患者から電話相談を受けたときは、その内容及び対応を次の回の審査会に報告するものとする。合議体は、当該電話相談のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。この場合においては、次の合議体の審査において当該請求を審査することができる。

第５章　定期の報告等

（定期の報告等の審査について）

第２０条　定期の報告等の審査を行うにあたり、審査会は当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付する等により、検討を依頼することができる。また、必要事項の記載漏れ等を事前に点検しておくことが望ましい。

２　委員による診察及び診療記録その他の書類の提出については、第１２条第３項及び第４項の規定を準用する。

（合議体の審査時における関係者からの意見聴取）

第２１条　合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の関係者に対して意見を求めることができる。

⑴　当該患者

⑵　病院管理者又は代理人

⑶　当該患者の主治医等

２　審査をするにあたり行う審問については、第１４条に準じる。

（合議体の審査に関するその他の事項）

第２２条　入院時の届出の審査に当たっては、直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ適切な処理を行うよう留意するものとする。

２　審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、市長に対し、法第３８条の６の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実地審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神科病院に対して市長が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

また、入院時の届出に添付されている入院診療計画書に記載されている推定されている入院期間が、特段の理由なく１年以上の期間とされていないか確認する。

３　定期病状報告の審査に当たっては、添付されている医療保護入院者退院支援委員会審議記録により、医療保護入院者退院支援委員会の審議において特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていな

いか確認する。

また、任意入院者及び医療保護入院者については、特段の理由なく１年以上の入院が必要であると判断されていないか確認する。

（審査結果の市長への通知）

第２３条　審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。

⑴　現在の入院形態での入院が適当と認められること。

⑵　他の入院形態への移行が適当と認められること。

⑶　合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行する事が適当と認められること。

⑷　合議体の定める期間経過後に、当該患者の症状、処遇等について報告を求めることが適当であること。

⑸　入院の継続は適当でないこと

⑹　当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときはその処遇内容が適当でないこと。

２　前項の通知には、理由の要旨を付するものとする。なお、別途、合議体は、審査結果について、市長に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神科病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

３　審査の資料及び議事の内容の記録については、少なくとも５年間は保存するものとする。

（市長からの病院管理者等への通知）

第２４条　審査会の判断が前条第１項第１号である場合は、病院管理者に対して、その旨の通知はしないものとする。

２　審査会の判断が同条同項第２号から第６号の場合においては、市長は、審査結果に基づき必要な措置を行うとともに、請求者、当該患者及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。この場合、市長は審査会に対し、審査結果に基づいて採った措置の内容及び結果を報告する。

第６章　その他

（実地指導との連携）

第２５条　審査会は、精神科病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求及び定期の報告を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために市の実施する精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

⑴　審査会が市の実施する実地指導に同行を求めるのは指定医とし、１精神科病院につき３名　とする。

⑵　市職員は、実地指導を行った際に入院患者から入院の継続又は処遇に関して不適切な実態があることを聴取したとき、当該患者に対して審査会への退院等の請求手続きをとることを助言するとともに、その場で請求の意思を明確に述べるものについては口頭による請求として受理するものとする。

（指定医の適正な職務執行の確保）

第２６条　市長は審査会の審査の過程において、当該患者の入院する精神科病院に勤務(非常勤を含む。)する指定医がその職務に関し不適切な行為を行ったことが明らかになったときは、その内容等について精査をし、必要に応じて法第１９条の２第４項に基づき厚生労働大臣に通知しなければならないこ

ととする。

（その他）

第２７条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

さいたま市精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、さいたま市こころの健康センター条例（平成１４年さいたま市条例第１０３号）第３条第９号に基づき、さいたま市精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会（以下「判定委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２条　判定委員会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号。以下「法」という。）第４５条第１項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５２条第１項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とする判定を行う。

２　判定委員会は、判定結果をさいたま市こころの健康センター所長（以下「センター所長」という。）に報告するものとする。

（判定基準）

第３条　判定は、法の規定によるほか、次に掲げる定めにより行う。

⑴　精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成７年９月１２日健医発　第１１３３号厚生省保健医療局長通知）

⑵　精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について（平成７年９月１２日健医精発第４６号厚生省保健医療局精神保健課長通知）

⑶　自立支援医療費の支給認定について（平成１８年３月３日障発第０３０３００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（合議体）

第４条　案件の判定に関し、判定委員会に２つの合議体を置き、それぞれ第１合議体、第２合議体と称する。

２　合議体は、精神保健指定医４人をもって構成する。

３　合議体に長を置き、委員の互選により定める。

４　合議体の長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

（会議）

第５条　合議体は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

２　合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

３　判定対象申請に係る診断書を作成した委員は、当該案件の判定に加わることができない。

４　個別の案件の審査に関しては、単一の合議体で扱うものとし、合議体の判定結果をもって判定委員会の判定結果とする。

（庶務）

第６条　判定委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項はセンター所長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

さいたま市こころの健康センター運営協議会設置要綱

（設置）

第１条　さいたま市こころの健康センター（以下「センター」という。）の適切かつ効果的な運営を図るため、センターにさいたま市こころの健康センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　協議会は、委員４人以内をもって組織する。

２　委員は、医療関係者から市長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第４条　協議会の会議は、センター長が招集する。

２　協議会は、特に必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、センター長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

さいたま市自殺対策医療連携事業実施要綱

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）第４条に基づき、自殺未遂者、うつ病患者等を救急医療機関、一般医療機関及び行政相談機関から精神科病院又は精神科診療所へ紹介する体制を整備することにより、自殺未遂者へ適切な精神科医療の提供及びうつ病患者の早期発見と早期治療を図り、もって市の自殺対策に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　救急医療機関　市内の救急告示医療機関のうち本事業の趣旨に同意し、協力医療機関に登録された医療機関をいう。

⑵　一般医療機関　市内の精神科以外の医療機関をいう。

⑶　精神科病院　市内の精神科病院のうち、本事業の趣旨に同意し、市と協力医療機関委託契約を締結した精神科病院をいう。

⑷　精神科診療所　市内の精神科診療所のうち、本事業の趣旨に同意し、市と協力医療機関委託契約を締結した精神科診療所をいう。

⑸　行政相談機関　精神保健福祉関連の相談を受けている、保健福祉局保健部こころの健康センター、保健福祉局保健所精神保健課、区役所健康福祉部保健センターをいう。

⑹　家族等　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３３条に基づく家族等をいう。

⑺　休日　次に掲げる日をいう。

ア　日曜日及び土曜日

イ　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第７８号）に規定する休日

ウ　１２月２９日から翌年の１月３日までの日

⑻　平日　前号に規定する休日以外の日をいう。

第２章　病院連携事業

（事業内容）

第３条　救急医療機関で診療を受けた自殺未遂者のうち、治療及び処置が終了又は終了する見込みのある患者であり、精神科受診が必要と考えられる患者について、本人又は、家族等の同意により、精神科病院の紹介を行うものとする。

２　精神科病院は、救急医療機関から紹介された自殺未遂者の診療及び治療を行い、必要に応じて入院による治療を行うものとする。

３　救急医療機関は、自殺未遂者にかかりつけの精神科医療機関がある場合でも、救急医療機関の判断又は本人、家族等の意向等を総合的に判断し、本事業の対象とすることができる。

（事業委託）

第４条　市は、前条の事業を精神科病院に委託して実施する。

（輪番体制）

第５条　第３条第２項の事業を実施にあたり、市は診療に十分な体制及び入院に必要な病床を確保する

ために精神科病院の輪番体制を組むものとする。

２　前項に必要な病床は、１日あたり１床とする。

（実施時間）

第６条　事業の実施時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、診療受付時間は午後４時までとする。

２　休日の精神科病院においては、診療に支障のない範囲で精神保健指定医のオンコール体制も認めるものとする。

第３章　診療所連携事業

（事業内容）

第７条　一般医療機関を受診したうつ病及びうつ状態の患者のうち、自殺念慮があり、早急に精神科受診が必要と考えられる患者について、本人の同意により、精神科診療所の紹介を行うものとする。

２　精神科診療所は、一般医療機関から紹介された患者に対して診療を行う。

３　精神科診療所で診療を行った患者のうち、入院が必要と判断された場合は、本人、家族等の同意により、精神科病院の紹介を行う。

４　精神科病院は、前項の規定に基づき紹介された患者の診療及び治療を行い、必要に応じて入院による治療を行うものとする。

（事業委託）

第８条　市は、前条の事業を精神科診療所又は精神科病院に委託して実施する。

（輪番体制）

第９条　第７条第２項の事業を実施にあたり、市は診療に十分な体制を確保するために精神科診療所の輪番体制を組むものとする。

（輪番診療所調整）

第１０条　前条における精神科診療所の輪番体制の調整については、事務局で取りまとめのうえ、実施月の前月２０日までに輪番表を作成し、精神科病院及び精神科診療所に周知するものとする。

（実施時間）

第１１条　事業の実施日及び時間は、平日の午前９時から午後５時までとする。ただし、診療受入れ時間は、各精神科診療所の診療時間の範囲内で定めるものとする。

第４章　行政相談機関

（行政相談機関からの紹介）

第１２条　行政相談機関は、相談業務を行うにあたり、本事業の利用が適当と判断した場合は、精神科病院及び精神科診療所へ紹介することができるものとする。

第５章　さいたま市自殺対策医療連携事業事務局

（設置場所）

第１３条　保健福祉局保健部こころの健康センター内に、さいたま市自殺対策医療連携事業事務局（以下「事務局」という）を置く。

（業務）

第１４条　事務局は、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関間における対象者紹介に関する連絡調整業務を行う。

２　事務局は、その他、本事業に関する業務を行う。

（自殺対策医療連携専用電話の設置）

第１５条　事務局には、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関からの相談及び連絡調整を行うための自殺対策医療連携専用電話（以下、「専用電話」という。）を設置する。

２　専用電話の電話番号は、一般には非公開とし、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関のみに周知するものとする。

（開設時間）

第１６条　事務局における相談及び連絡調整時間は、平日の午前９時から午後５時までとする。

（連携）

第１７条　事務局は、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関との密接な連携を図り、円滑な運営を図るよう努めるものとする。

第６章　さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議

（会議の設置）

第１８条　さいたま市自殺対策医療連携事業の円滑な運営及び関係機関の緊密な連携を図るため、「さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議」を設置する。

２　本会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年７月１日より施行する。ただし、当該要綱の事業については、平成２２年１０月１日から実施するものとする。

この要綱は、平成２６年４月１日より施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日より施行する。

さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議設置要綱

（目的）

第１条　さいたま市自殺対策医療連携事業（以下「自殺対策医療連携事業」という。）の実施にあたり、関係医療機関が相互に連絡調整を図り、当該事業の円滑な遂行に資するため、さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　連絡調整会議は、次の各号に掲げる事項について協議又は検討を行う。

（１）　自殺対策医療連携事業の実施に関する意見及び情報の交換

（２）　自殺対策医療連携事業の運営に関する連絡及び調整

（３）　その他必要な事項

（委員の構成）

第３条　連絡調整会議の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱する。

（１）　さいたま市４医師会の代表者

（２）　さいたま市内の救急医療機関の代表者

（３）　さいたま市内の精神科病院の代表者

（４）　さいたま市内の精神科診療所の代表者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長および職務代理者）

第５条　連絡調整会議に議長を置き、委員の互選により定める。

２　議長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議の招集）

第６条　連絡調整会議は、議長が招集する。

２　議長が、議事において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（庶務）

第７条　連絡調整会議の庶務は、保健福祉局保健部こころの健康センターにおいて処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

（施行日）

１　この要綱は、平成２２年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行後はじめて委嘱する委員の任期については、第４条第１項の規定にかかわらず、「平成２４年３月３１日まで」とする。

附　則

（施行日）

この要綱は、平成２６年３月５日から施行する。

さいたま市こころの電話相談員設置要綱

（設置）

第１条　心の健康に関して、専門的な立場から市民の電話による相談に応じることにより精神保健福祉の増進に資するため、さいたま市こころの健康センターにこころの電話相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（身分）

第２条　相談員は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に掲げる会計年度任用職員とする。

（職務）

第３条　相談員は、心の健康づくり推進事業の実施について（昭和６０年６月１８日健医発第７２７号厚生省保健医療局長通知）による心の健康づくり相談事業のうちの電話相談を行う。

（任命）

第４条　相談員は、前条の職務を行うために必要な熱意、識見及び経験を有する者のうちから、市長が任命する。

（任期）

第５条　相談員の任期は、地方公務員法第２２条の２第２項の規定に基づき、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で市長が定める。

（勤務日数及び勤務時間）

第６条　相談員の勤務日数は、原則として週３日以内とし、勤務日の割振りは、所属長が定める。

２　相談員の勤務時間は、原則として午前９時から午後１時３０分又は午後１時００分から午後５時３０分までとする。

３　日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日は、勤務を要しない日とする。

（休暇の種類）

第７条　相談員の休暇については、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第５１号）に定めるところによる。

（育児休業）

第８条　相談員の育児休業については、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成１３年さいたま市条例第３０号）及びさいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成２０年さいたま市規則第２２号）に定めるところによる。

（給与）

第９条　相談員の給与については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第１８号）及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年さいたま市規則第５５号）に定めるところによる。

（費用弁償）

第１０条　相談員が公務のために旅行し、又は通勤のために費用を要したときの費用弁償については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に定めるところによる。

（退職）

第１１条　相談員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職し、相談員としての身分を失う。
（１）任期が満了したとき。
（２）退職を申し出、その承認を受けたとき。
（３）死亡したとき。
２　相談員は、前項第２号の規定により退職しようとするときは、退職を希望する日の１月前までに、市長に申し出なければならない。
（社会保険の適用）
第１２条　相談員に対する社会保険の適用は、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に定めるところによる。
（公務災害の適用）
第１３条　相談員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に定めるところによる。
（その他）
第１４条　この要綱に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

さいたま市ひきこもり対策連絡協議会設置要綱

（目的）

第１条　さいたま市ひきこもり相談センターの設置にあたり、情報交換等の地域連携を図り、対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、関係機関からなる、さいたま市ひきこもり対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という）を設置する。

（所掌事項）

第２条　連絡協議会は、次の各号に掲げる事項について協議又は検討を行う。

（１）　ひきこもり対策に関する意見及び情報の交換

（２）　ひきこもり対策事業に関する連絡及び調整

（３）　その他必要な事項

（委員の構成）

第３条　連絡協議会の委員は、別表に掲げる団体等から選出された者とし、市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および職務代理者）

第５条　連絡協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議の招集）

第６条　連絡協議会は、会長が招集する。

２　会長が、議事において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（庶務）

第７条　連絡協議会の庶務は、保健福祉局保健部こころの健康センターにおいて行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行日）

１　この要綱は、平成２４年１０月２９日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行後はじめて委嘱する委員の任期については、第４条第１項の規定にかかわらず、「平成２６年３月３１日まで」とする。

附　則

（施行日）

この要綱は、平成２６年３月５日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

さいたま市リレートサポーター委嘱等に関する要領

（目的）

第１条　この要領は、さいたま市リレートサポーター訪問等事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）４条の規定により、リレートサポーターの選考、遵守事項、手当、その他委嘱に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（身分）

第２条　リレートサポーターは、有償ボランティアとする。

（委嘱）

第３条　リレートサポーターは、不登校又はひきこもりなどの状態にある若者の自立支援に対しての深い知識と理解を有し、対象者に心理的配慮のできる者であり、かつ、リレートサポーター養成研修を修了した者のうち、こころの健康センター所長（以下「所長」とする。）が選考し、市長から委嘱を受けた者とする。

２　リレートサポーターの選考を受けようとする者は、所長にリレートサポーター申込書（様式第１号）（以下「申込書」という。）及び履歴書を提出しなければならない。

３　所長は、前項に規定する申込みを受けた場合は、面接を実施の上、能力及び適性を判断し、選考を行うものとする。

（任期）

第４条　リレートサポーターの任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（身分証）

第５条　市長は、リレートサポーターを委嘱したときは、リレートサポーター証（様式第２号）（以下「身分証」という。）を交付するものとする。

２　リレートサポーターは、その職務に際しては、常に身分証を携帯し、請求があったときは提示しなければならない。

３　身分証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

４　リレートサポーターは、その身分を失ったときは、遅滞なく身分証を返却しなければならない。

（名簿）

第６条　所長は、リレートサポーター名簿（様式第３号）を作成し、管理するものとする。

（住所等の変更）

第７条　リレートサポーターは、申込書に記載した氏名、住所及び連絡先に変更があった場合には、速やかに住所等変更届（様式第４号）を所長に提出するものとする。

（信用失墜行為の禁止）

第８条　リレートサポーターは、その信用を傷つけ、又はリレートサポーター全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密保持義務）

第９条　リレートサポーターは、その活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（活動時間）

第１０条　リレートサポーターの活動時間は、１回につき３時間程度とする。

（訪問頻度）

第１１条　リレートサポーターの訪問頻度は、対象者１人につき月１回から２回程度とする。

（解嘱）

第１２条　所長は、リレートサポーターが次に掲げる場合には、必要な審査を行い、これを解嘱することができる。

（１）著しく活動成績が悪い場合

（２）心身の故障等により、活動に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）活動上の義務に違反し、又はリレートサポーターとしてふさわしくない非行のあった場合

（４）解嘱を希望する場合

（５）前３号に掲げるもののほか、事業の目的に合致しないと認めるとき

２　リレートサポーターは、前項第４号に該当する場合には、解嘱を希望する日の１か月前までに所長へリレートサポーター委嘱辞退届（様式第５号）を提出しなければならない。

（活動手当及び活動補助費）

第１３条　市長は、リレートサポーターに対し、実施要綱第８条第１項第１号に規定する支援１回につき 5,000 円（活動場所への移動で生じる交通費を含む。）又は 5,500 円（活動内容に旅費や食糧費が生じる場合）を活動手当として支給する。なお、同条同項第２号に規定する支援については活動手当を支給しないものとする。

２　市長は、リレートサポーターに対し、スキルアップのための研修会、リレートサポーター同士の交流会への参加１回につき 1,000 円を活動補助費として支給する。

３　活動手当及び活動補助費は、支援を行った日の属する月の翌月１５日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日、又は休日でない日に支給する。

（事故の補償）

第１４条　市長は、リレートサポーターを福祉サービス総合補償に加入させるものとする。

（その他）

第１５条　この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は所長が定める。

附　則

この要領は、平成２６年１２月１日から施行する。

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

さいたま市リレートサポーター訪問等事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、不登校又はひきこもり状態にある本人及びその家族のうち、こころの健康センターで継続相談を行っている者に対し、リレートサポーターが家庭訪問等を行うことにより、本人の社会参加に向けて支援することを目的とする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体はさいたま市とし、こころの健康センターを実施機関とする。

（対象者）

第３条　この事業の対象となる者（以下「対象者」という）は、こころの健康センターで継続相談をしている者のうち、不登校又はひきこもり状態である者及びその家族で、リレートサポーターの訪問を希望する者とする。

（リレートサポーター）

第４条　リレートサポーターは市長が委嘱するものとし、リレートサポーターの選考、遵守事項、手当その他委嘱に関し必要な事項は別に定める。

（申込）

第５条　対象者は、担当職員と相談の上、こころの健康センター所長（以下「所長」という。）にリレートサポーター訪問等申込書（様式第１号）を提出するものとする。

（派遣の決定）

第６条　所長は、前条に規定する申込を受けた場合は、所内会議を開催し、担当するリレートサポーターの選定及びその支援内容を協議し、対象者と調整の上、派遣を決定する。

２　所長は、第１項の規定に基づき決定したリレートサポーターの選定及びその支援内容を、支援内容決定通知書（様式第２号）によりリレートサポーターに通知する。

３　所長は、第１項の規定に基づき当該支援を決定した場合は、リレートサポーター訪問等決定通知書（様式第３号）により対象者に通知する。

（派遣の終了）

第７条　リレートサポーターの派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了する。

（１）対象者からリレートサポーター訪問等終了依頼書（様式第４号）の提出があった場合

（２）派遣の必要性が消滅したと所長が認める場合

２　所長は、リレートサポーター訪問終了依頼書が提出された場合には、リレートサポーター訪問等終了通知書（様式第５号）を対象者に、支援終了通知書（様式第６号）によりリレートサポーターに通知する。

（支援内容）

第８条　リレートサポーターは、次に掲げる支援を行う。

（１）対象者の家庭への定期的な訪問及び不登校・ひきこもり状態の本人の外出の同行等

（２）こころの健康センターが実施する事例検討会議等への参加

（支援状況等の報告）

第９条　リレートサポーターは、前条第１項第１号の支援を行ったときは、支援状況報告書（様式第７

号）を作成し、所長に提出するものとする。

２　リレートサポーターは、訪問活動中に事故が発生した場合には、速やかに事故報告書（様式第８号）を所長に提出するものとする。

（指導・助言）

第１０条　所長は、リレートサポーターに対し、必要に応じて支援状況についての報告を求め、支援に必要な指導を行う。

２　所長は、リレートサポーターに対し、必要な知識及び技能を習得させるための機会を提供するものとする。

３　こころの健康センター職員は、リレートサポーターに対して第８条に規定する活動に関する必要な指導及び助言を行う。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は所長が定める。

附　則

この要綱は、平成２６年１２月１日から施行する。

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業実施要綱

（目的）

第１条　さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業（以下、「本事業」という。）は、日常生活において困難が生じている精神障害者及びその家族等が、住み慣れた地域で安心して自分らしく地域生活を継続できるよう、保健、医療、福祉等の包括的な支援を提供することを目的する。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体はさいたま市（以下「市」という。）とし、こころの健康センターを事務局とする。

（支援対象者）

第３条　本事業の支援対象者は、市内に居住し、日常生活において困難が生じているが、通常の支援（保健所等による受診勧奨、障害者総合支援法及び介護保険法によるサービス、診療報酬による往診・訪問看護等）では対応が困難な者で、次の各号のいずれかに該当する者及びその家族等とする。

⑴　精神科医療の治療中断者

⑵　精神疾患が疑われる未治療者

⑶　精神科病院へ入退院を繰り返す者

⑷　精神疾患による長期入院後の退院者

⑸　ひきこもりの精神障害者

⑹　その他市が必要と認めた者

（支援期間）

第４条　本事業による支援期間は６ヶ月とし、当該期間内に、必要な支援が適切に提供される体制の構築に努める。ただし、事務局が支援期間を延長することが必要と認めた場合には、６ヶ月を超えて支援をすることができる。

（実施方法）

第５条　本事業は、以下のとおり実施する。

⑴　事業対象者の決定

事務局は、区役所や保健所等から把握した情報をもとに初期アセスメントを行い、本事業による支援の対象となる者（以下「事業対象者」とする。）を決定する。

⑵　ケア会議の開催

事業対象者及びその家族への個別支援にあたり、以下の内容について協議を行うため、保健、医療、福祉等の関係機関の参画を求めてケア会議を開催する。

ア　支援内容の検討及び個別支援計画の作成

支援目標及び支援内容を協議し、個別支援計画を作成する。

イ　多職種チーム編成

事務局職員及び、保健、医療、福祉等の関係機関の職員（精神科医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、心理職、相談支援専門員等）からなる多職種チームを編成する。

ウ　モニタリング及び個別支援計画の見直し

支援が個別支援計画に基づき、適切に実施されているか確認する。また、病状や生活状況の変化

がある場合には、必要に応じて、個別支援計画の見直しを行う。

エ　支援の終了又は延長の協議

支援開始６ヶ月経過時に、本事業での支援の終了又は延長について協議する。

オ　その他

個別支援を実施する上で、必要な事項を協議する。

⑶　個別支援の実施

多職種チームは、個別支援計画に基づき、以下の事項を実施する。

ア　訪問支援（アウトリーチ）

事業対象者への病状の診立て、生活状況の確認、生活上の必要な支援、受診勧奨、事業対象者及びその家族等への心理社会的支援等

イ　保健、医療、福祉等サービスの利用支援

事業対象者の医療機関への受診同行、保健、医療、福祉等サービスの利用支援等

ウ　関係機関との連絡調整

支援を実施するにあたり、必要な関係機関との連絡調整等

エ　その他

地域生活を継続する上で必要な支援

⑷　事業対象者への評価

多職種チームは、支援開始時と６ヶ月経過時に、事業対象者への評価を行う。なお、支援期間を延長する場合には、延長後、６ヶ月ごとに評価を行う。

⑸　支援の終了又は延長の決定

事務局は、ケア会議における支援の終了又は延長の協議及び事業対象者への評価を考慮し、事業による支援の終了又は延長を決定する。

⑹　事業効果の検証

事務局は、別に定めるところにより、事業の効果等の検証を行うものとする。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市が別　に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

さいたま市こころの健康センター　案内図

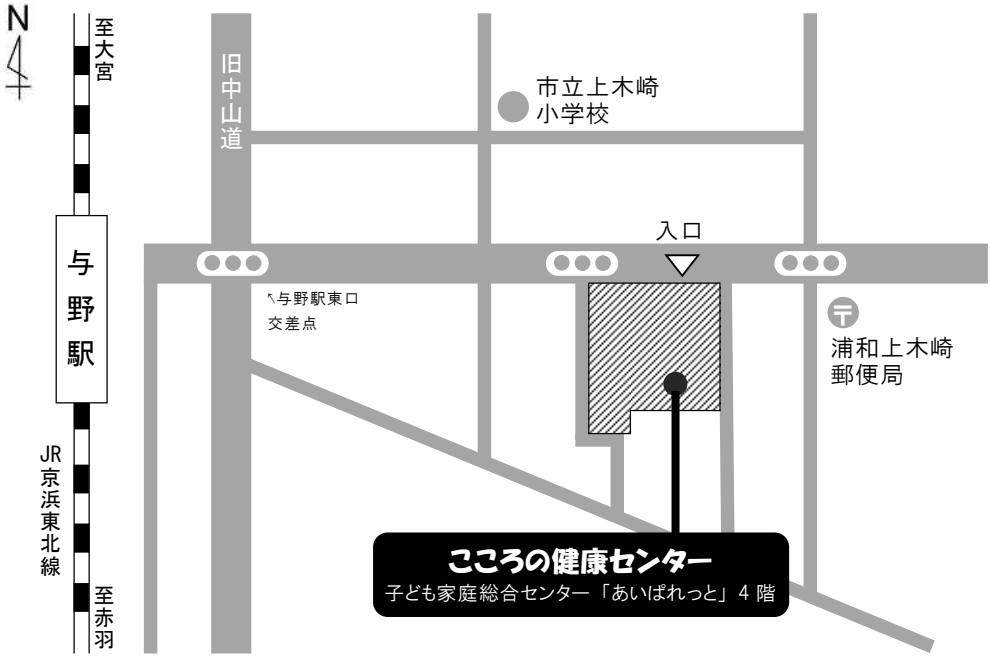

ＪＲ京浜東北線　与野駅東口から徒歩７分

さいたま市こころの健康センター所報
令和４年度

発行者　さいたま市こころの健康センター
〒330-0071
さいたま市浦和区上木崎４－４－10
子ども家庭総合センター「あいぱれっと」４階
TEL　048－762－8548
FAX　048－711－8907
発行日　令和５年９月

この冊子は150部作成し、1部当たりの印刷経費は476円（概算）です。